

# 大野城市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 10 月

(令和 4 年 9 月 一部改定)



大野城市

# 目 次

<b>第1章 はじめに</b> .....	- 1 -
1. 背景と目的.....	- 1 -
(1) 背景.....	- 1 -
(2) 計画の目的.....	- 2 -
(3) 計画の位置づけ.....	- 3 -
(4) 計画の一部見直しについて.....	- 4 -
2. 対象施設.....	- 5 -
(1) 対象範囲.....	- 5 -
(2) 施設の分類及び種類.....	- 6 -
3. 計画期間.....	- 8 -
<b>第2章 人口動態と財政状況の推移</b> .....	- 9 -
1. 人口の推移と将来見通し.....	- 9 -
(1) 総人口の推移.....	- 9 -
(2) 総人口と年代別人口の将来見通し.....	- 10 -
2. 財政の状況.....	- 11 -
(1) 歳入・歳出の状況.....	- 11 -
(2) 投資的経費の推移.....	- 14 -
<b>第3章 公共施設等の総量把握</b> .....	- 15 -
1. 公共建築物の現況.....	- 15 -
(1) 保有・整備状況.....	- 15 -
(2) 他自治体との比較.....	- 16 -
(3) 有形固定資産減価償却率の推移.....	- 18 -
2. インフラ施設の現況.....	- 19 -
(1) 道路.....	- 19 -
(2) 橋りょう.....	- 20 -
(3) 公園.....	- 21 -
(4) 上水道（浄水場）.....	- 23 -

(5) 下水道 .....	- 24 -
3. 公共施設等の将来更新費の見通し .....	- 25 -
<b>第4章 公共施設等の課題と管理に関する方針</b> .....	- 26 -
1. 課題 .....	- 27 -
(1) 老朽施設の増大 .....	- 27 -
(2) 施設の大量更新に伴う更新費用の増大と集中 .....	- 27 -
(3) 人口構成変化への対応 .....	- 27 -
2. 基本方針 .....	- 28 -
(1) 事後保全から予防（予知）保全への転換 .....	- 28 -
(2) 長寿命化の推進 .....	- 28 -
(3) 規模・機能の適正化 .....	- 28 -
(4) その他 .....	- 29 -
3. 目標 .....	- 30 -
(1) 公共建築物の長寿命化 .....	- 30 -
(2) インフラ施設の長寿命化 .....	- 30 -
(3) 集約・複合化による規模の適正化 .....	- 31 -
(4) 計画的な改修・更新等の実施 .....	- 33 -
4. 公共建築物の管理に関する方針 .....	- 35 -
4. 1 共通方針 .....	- 35 -
4. 2 類型ごとの方針 .....	- 38 -
(1) 市民文化系施設（公民館・集会所等） .....	- 38 -
(2) スポーツ・レクリエーション系施設 .....	- 38 -
(3) 学校教育系施設 .....	- 38 -
(4) 子育て支援施設 .....	- 39 -
(5) 保健・福祉施設 .....	- 39 -
(6) 行政系施設（市庁舎） .....	- 39 -
(7) 公営住宅 .....	- 39 -
5. インフラ施設の管理に関する方針 .....	- 40 -
5. 1 共通方針 .....	- 40 -
5. 2 類型ごとの方針 .....	- 42 -
(1) 道路 .....	- 42 -

(2) 橋りょう.....	- 42 -
(3) 公園.....	- 43 -
(4) 上水道（浄水場）.....	- 44 -
(5) 下水道.....	- 45 -
(6) その他施設（林道・堰）.....	- 45 -
<b>第5章 計画推進に向けた取組</b> .....	- 46 -
1 マネジメント推進に望ましい体制.....	- 46 -
2 PDCAサイクルによるフォローアップ.....	- 46 -
3 市民の合意形成及び庁内の意識向上.....	- 47 -
4 マネジメント推進のロードマップ.....	- 47 -

## 第1章 はじめに

### 1. 背景と目的

#### (1) 背景

本市では、人口の増加や行政需要の拡大などを背景に、昭和 40 年代から 50 年代に学校や公民館の建設等、多くの公共施設を整備してきました。これらの公共施設は、年月の経過に伴い、老朽化がみられ、今後、維持管理していくうえで、大きな財政負担が生じることが予想されます。

このことから、橋りょうや公園等については、今までの「事後保全\*管理」から「予防（予知）保全\*管理」に転換し、個別施設の点検や修繕・更新等の対策を効率的に進めるための長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた取り組みを実施しています。

また、平成 26 年（2014 年）には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

これらを踏まえて、「市民の信頼に応えるまち（地域経営）」、「健全な財政の維持」に関する施策として、これまで個別に取り組んできた修繕計画等を全体的に管理するために、公共施設マネジメントの考え方にに基づき、「大野城市公共施設等総合管理計画」を策定します。

今後は、この計画に基づき、長期的かつ経営的な視点を持って、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、施設の最適な管理・改修を進めていきます。

**事後保全**……………保全とは、施設設備を保守点検や修繕等を行うことにより性能や機能を良好に保つ活動であるが、事後保全とは施設設備に不具合が生じた後に対応することと定義します。

**予防保全（時間基準保全）**…

おおよその改修・更新周期を決め、定期的にメンテナンスを行う保全方法。

**予知保全（状態基準保全）**…

状態を適切に監視して、劣化状態や異常動作を把握することで、状態に合わせた適切なメンテナンスを行う保全方法。

※予防と予知の保全方法は、狭義的には予防（時間基準）と予知（状態基準）となるが、広義的には、事後保全に対するものとして、予知保全は予防保全に含むことと定義します。

## (2) 計画の目的

### ① 安全安心な施設管理

事後保全から予防（予知）保全への転換により、安全安心な公共施設の状態を保持していきます。

### ② 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

公共施設等の更新が増加・集中する時期を見通し、更新費用等の推移を把握することで、世代間での公平な経費の負担となるよう、投資的経費の平準化を図っていきます。

### ③ 公共施設等の長寿命化と更新の計画的な推進

公共施設等の総量を把握したうえで、将来の更新費用を算定し、施設の長寿命化を計画的に実施するとともに、改修・更新等においては、人口構成の変化や施設のニーズを捉え、規模の適正化を図り、あわせて、施設の複合化等の検討を行います。

### ④ 市民が公共施設等から享受するサービス水準の確保

維持管理に係る将来の経費を抑えつつも、市民が公共施設等から得られるサービス水準を確保しながら、効率的な維持管理を行います。

## (3) 計画の位置づけ

平成 25 年（2013 年）11 月の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定され、平成 26 年（2014 年）4 月には、総務省から「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

一方、本市では施設の長寿命化等の取り組みを既にも実施してきており、市内で「大野城市公共施設マネジメント 調査研究プロジェクトチーム」を立ち上げ、公共施設等のマネジメントに関する調査研究を進めてきたところです。

以上の経緯を踏まえ、本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるため、上位計画である大野城市総合計画に即し、「大野城市公共施設等総合管理計画」の策定を行うものです。（図 1）

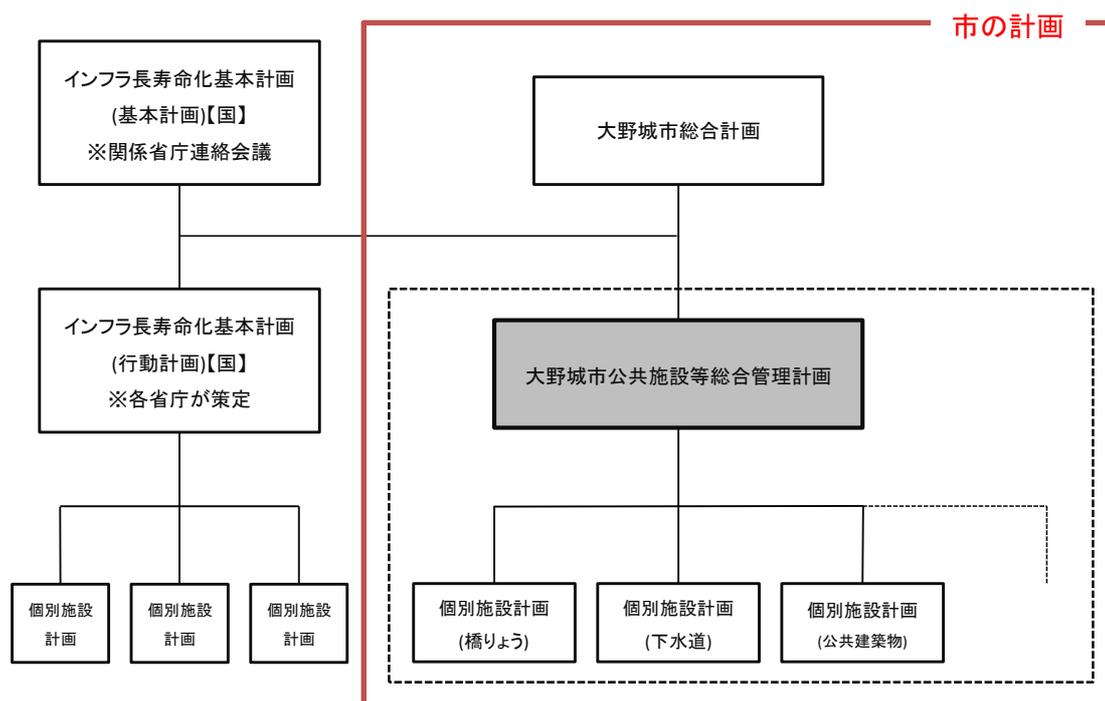


図1 本計画の位置づけ

(4) 計画の一部見直しについて

総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を受け、令和4年2月に一部改定を行いました「大野城市公共施設等マネジメント計画」に基づく対策効果等を反映するため、主に次の点について本計画を一部見直しました。

① 維持管理・更新等に係る経費の見直しについて

大野城市公共施設等マネジメント計画の一部改定で算出した概算事業費を反映しました。

② 公共施設の管理に関する基本的な考え方について

ユニバーサルデザイン化、環境負荷低減、統合・廃止等に係る方針を記載しました。また公共施設マネジメントに望ましい推進体制やPDCAサイクルに関する方針を見直しました。

③ 対策の効果について

大野城市公共施設等マネジメント計画で算出した、耐用年数を80年とした場合の効果額の記載や、有形固定資産原価償却率の推移について追記しました。

## 2. 対象施設

### (1) 対象範囲

主要公共建築物及びインフラ施設を対象としました。具体的には以下に示す施設となります。

表 1 対象施設

施設区分	施設類型
公共建築物	集会施設、スポーツ施設、学校、保育所、幼児・児童施設、保健施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、その他社会福祉施設、庁舎等、公営住宅、その他 【111施設 総延床面積：約194,000m <sup>2</sup> 】
インフラ施設	道路【総延長：約348km】 橋りょう【127橋 総延長：約1.56km】 公園【163箇所 敷地面積：約1,306,000m <sup>2</sup> 】 浄水場【浄水場2箇所、配水池10箇所】 上水道【管路線延長：約444km】 下水道【污水管総延長：約342km 雨水幹線総延長：約31.5km】 林道【総延長：約14km 路線数：6】 堰【自動転倒堰：5箇所】

令和3年4月1日現在

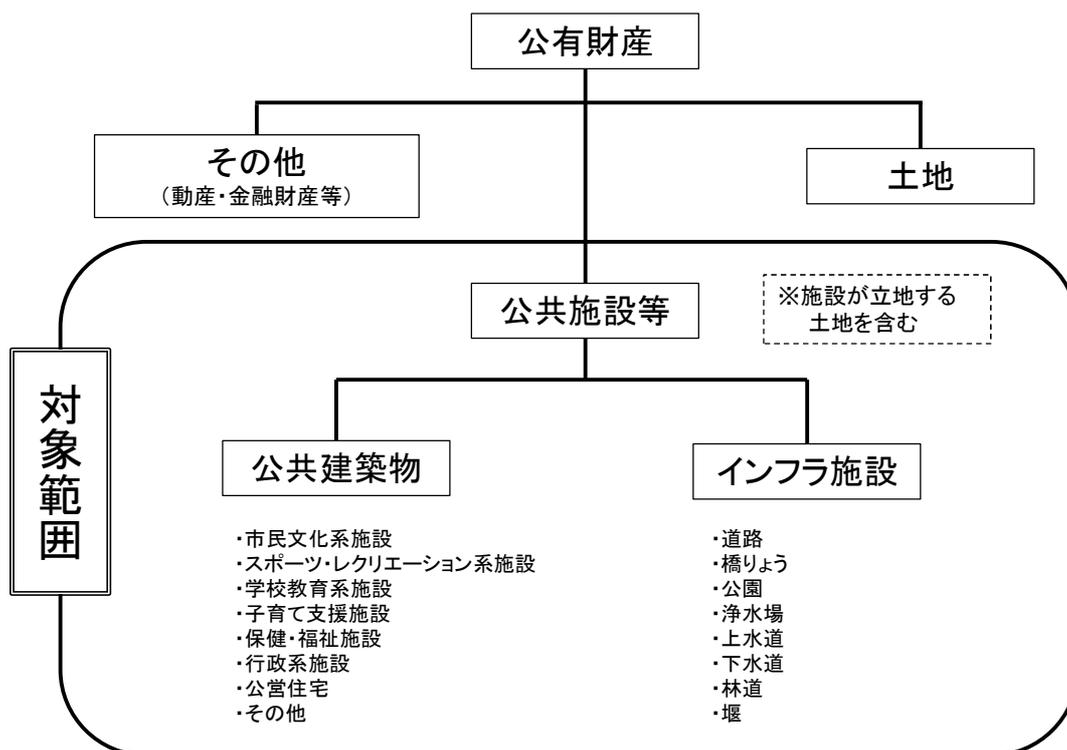


図 2 対象範囲図

## (2) 施設の分類及び種類

対象とする各施設の分類及び種類は以下のとおりです。

・公共建築物

表 2 公共建築物の分類及び種類

(令和3年4月1日現在)

大分類	中分類	主な施設	施設数
市民文化系施設	集会施設	大野城まどかびあ、コミュニティセンター4、 公民館27、集会所4、大野城心のふるさと館	37
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合体育館、テニスコート2(旭ヶ丘、赤坂)、 北市民プール、乙金多目的広場	5
	レクリエーション施設	いこいの森キャンプ場	1
学校教育系施設	学校	小学校10、中学校5	15
子育て支援施設	保育所	公立保育所(北、南、筒井)3	3
	幼児・児童施設	ファミリー交流センター 青少年の居場所(ユープレ) 留守家庭児童保育所8	10
保健・福祉施設	保健施設	すこやか交流プラザ	1
	高齢者福祉施設	老人憩の家12、高齢者生きがい創造センター、 いこいの里、デイサービスセンター3、 牛頸ダム記念館	18
	障がい者福祉施設	障がい者支援センター	1
	その他社会福祉施設	総合福祉センター	1
行政系施設	庁舎等	大野城市庁舎	1
公営住宅	公営住宅	市営住宅(おおぎ・あけぼの)	2
その他	その他	錦町駐輪場、消防格納庫7、山田多目的倉庫、 大池文化財倉庫、梅頭窯跡覆屋 水城ゆめ広場便所、井堰ポンプ小屋4	16
		計	111

※複合施設等は、主要な用途で分類しています。

## ・インフラ施設

表 3 インフラ施設の分類及び種類

(令和3年4月1日現在)

道路	種別	延長(km)	道路種別延長(km)		
			1級市道	2級市道	その他市道
	市道	348	25.1	24.0	298.4

橋りょう	種別	市道	
		数量(橋)	延長(km)
	永久橋	127	1.56

公園 (単位：箇所)	区分	主な施設	公園数
	総合公園	大野城総合公園、大野城いこいの森	2
	地区公園	日の浦池、三兼池	2
	近隣公園	仲畑中央、平野台さくら、大池、月の浦近隣 大池北、つつじヶ丘、大浦池	7
	街区公園	—	120
	都市緑地・緑道	都市緑地14、緑道1	15
	児童の遊び場	白木原公民館、大野中央、下大利、大野城駅前	4
	その他	—	13
	計		163

浄水場 (単位：箇所)		浄水場	配水池
		施設数	2

上水道 (単位：km)	種別	延長
	導水管	17
	送水管	17
	配水管	410
	計	444

下水道 (単位：km)		延長
	汚水管延長	342
	雨水幹線延長	31.5

林道 (単位：km)		計
	路線総延長	14.2

堰 (単位：箇所)		計
	自動転倒堰	5

### 3. 計画期間

本計画を策定するにあたり、公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営が長期に及ぶことを考慮する必要があります。公共施設等の将来更新費用のピークは令和20年（2038年）～令和23年（2041年）頃に予測され、投資的経費の財源負担が増大・集中する時期に備える必要があることから、計画期間は、平成29年（2017年）を初年度とした令和28年（2046年）までの30年間とします。（図3）

また、本計画は長期間にわたるため、10年ごとに見直しを行うこととします。

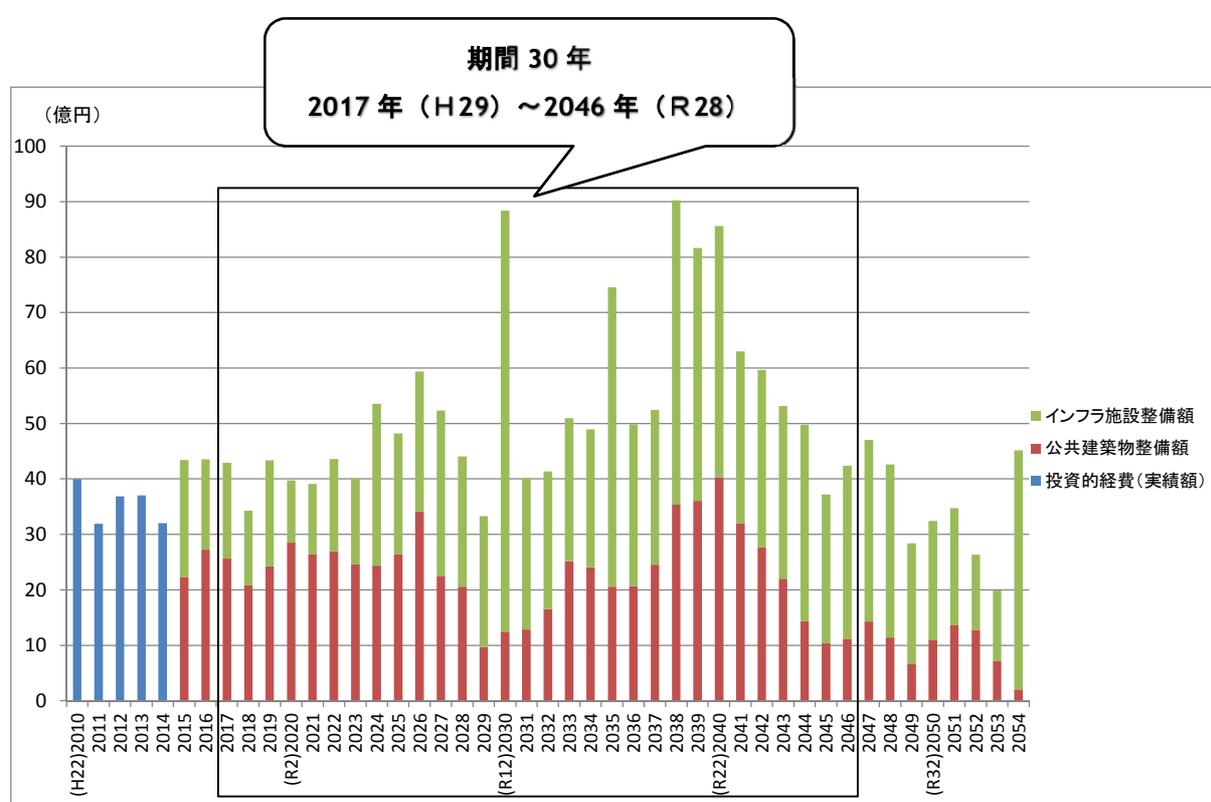


図3 公共施設の将来更新費用(総務省試算ソフト<sup>※</sup>による)

総務省試算ソフト……………「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」において公表されている試算ソフト（(財)自治総合センター）

## 第2章 人口動態と財政状況の推移

### 1. 人口の推移と将来見通し

#### (1) 総人口の推移

下のグラフ（図 4）では、本市の人口・世帯数・児童生徒数の推移を年度別に表しています。

本市の人口は、昭和 40 年(1965 年)頃から大きく増加し、昭和 47 年(1972 年)の市制施行を経て、昭和 55 年(1980 年)頃まではこの傾向が続いています。その後、現在に至るまで世帯数も含めて緩やかに増加し続けており、2016 年(平成 28 年) 8 月に 10 万人に達しました。

一方で、本市の児童生徒数は昭和 60 年(1985 年)をピークに一時減少しましたが、平成 7 年(1995 年)頃から横ばいとなっています。このことは、昭和 40 年(1965 年)から昭和 55 年(1980 年)にかけて、子ども連れファミリー世帯が多く転入し、その後も継続してファミリー世帯の転入が続き定住した結果であると考えられます。

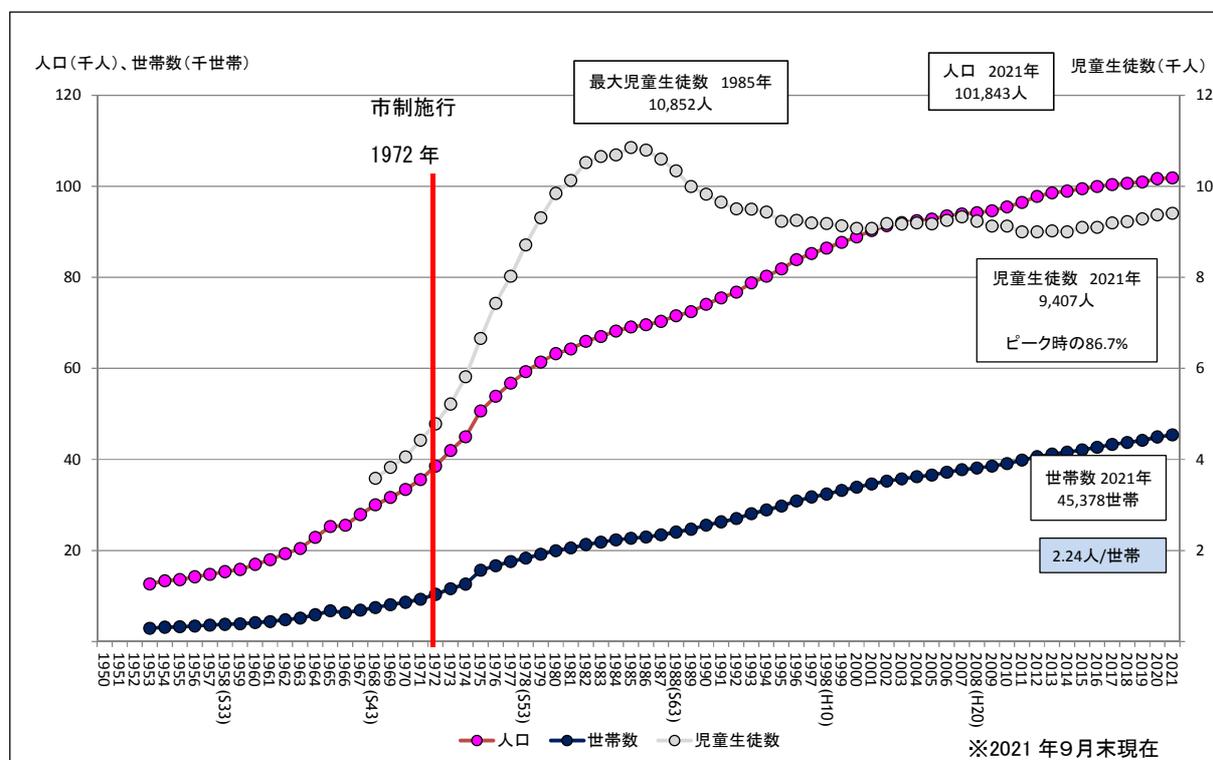


図 4 本市の人口・世帯・児童生徒数の推移

## (2) 総人口と年代別人口の将来見通し

市の人口は2016年（平成28年）8月に10万人に達し、現在も緩やかな増加傾向にあります。人口の将来見通しとしては、2028年（令和10年）頃にピークを迎え、その後減少に転じる見込みです。

平成25年(2013年)から令和20年(2038年)にかけて、高齢人口（65歳以上）は17.7%から26.7%まで増加し（+9.0% 約+0.96万人）、生産年齢人口（15～64歳）が66.2%から59.5%まで減少する（△6.7% 約△0.49万人）見込みです。また、少子化も進行し、年少人口（0歳～14歳）の人口は16.1%から13.8%まで減少する（△2.3% 約△0.19万人）見込みです。同様に令和20年(2038年)以降も少子高齢化と人口減少の傾向が続くと考えられます。（図5）

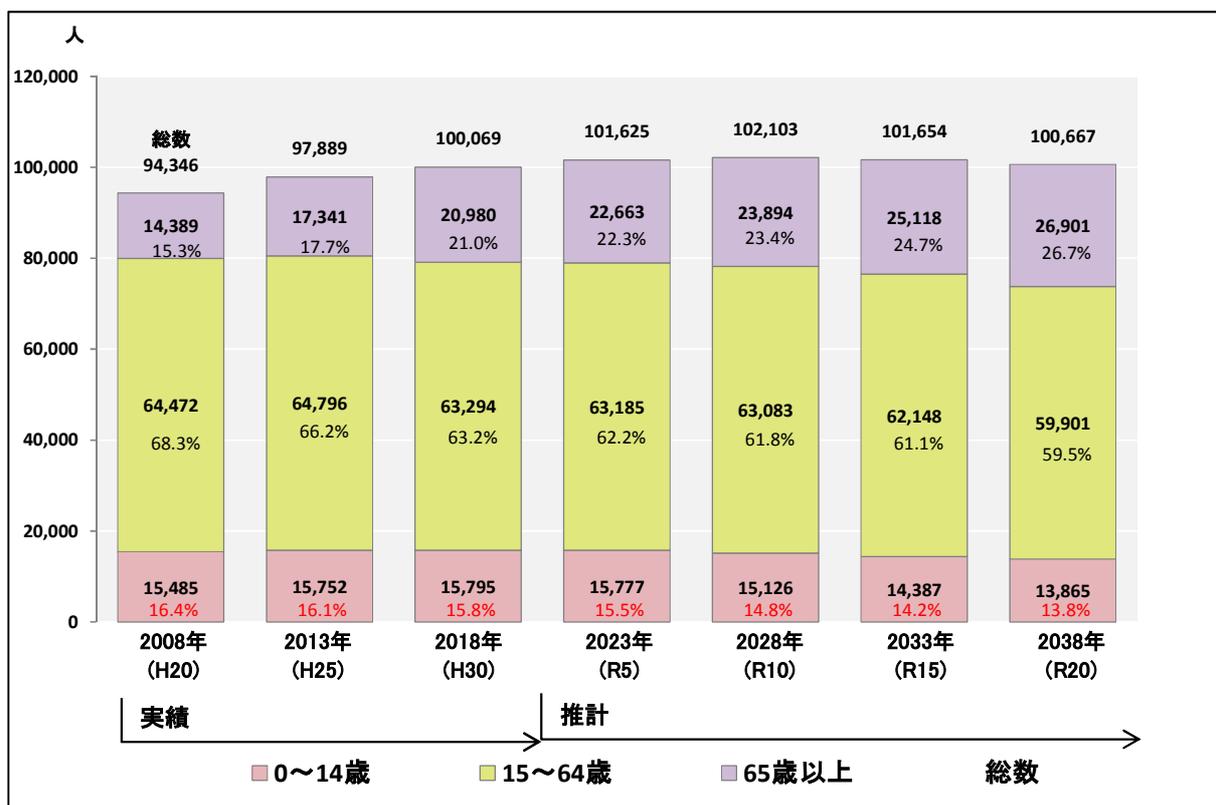


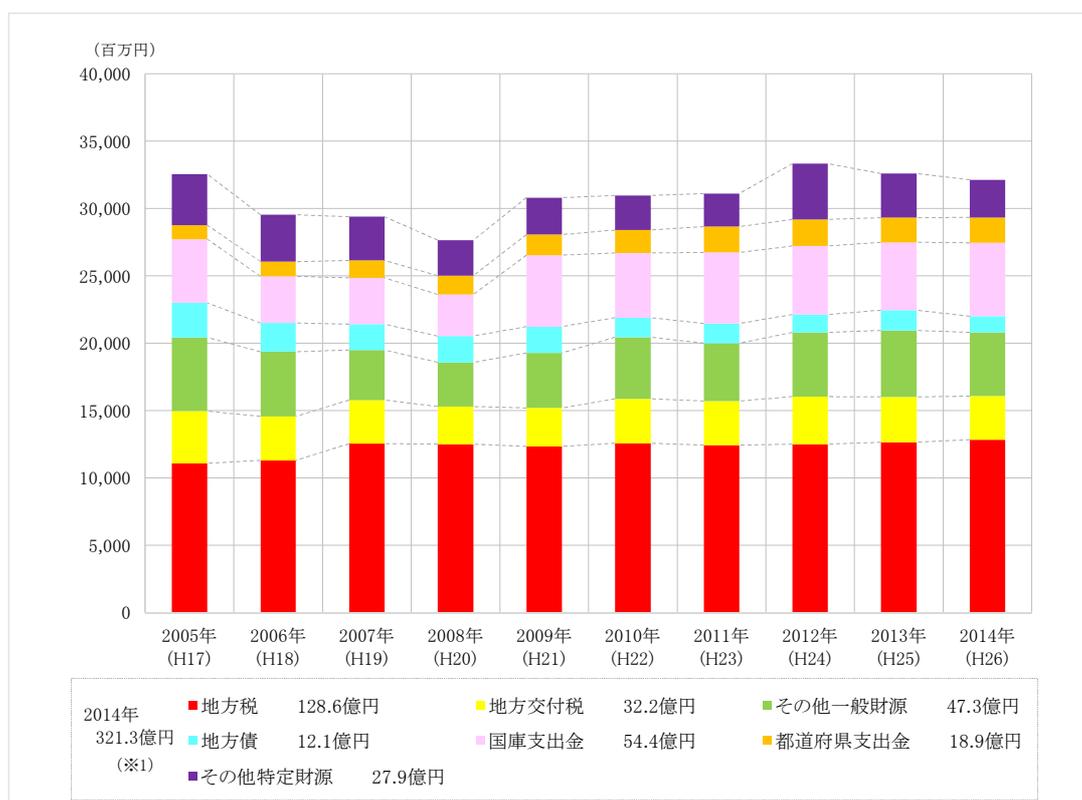
図5 本市の将来人口の推移

資料)大野城市第6次総合計画前期基本計画(平成31年3月)

## 2. 財政の状況

## (1) 歳入・歳出の状況

歳入について、その根幹をなす地方税は、横ばい傾向にあり、歳入総額はおおむね300億円/年で推移しています。リーマンショック等の景気停滞により、地方交付税、国庫支出金、その他特定財源等が減少し、平成20年(2008年)度の歳入総額は276.5億円と一時的に減少しましたが、平成21年(2009年)度以降は例年並みに回復しました。平成26年(2014年)度における歳入は321.3億円で、そのうち、自主財源である地方税は128.6億円(歳入全体の約40%)となっています。(図6)



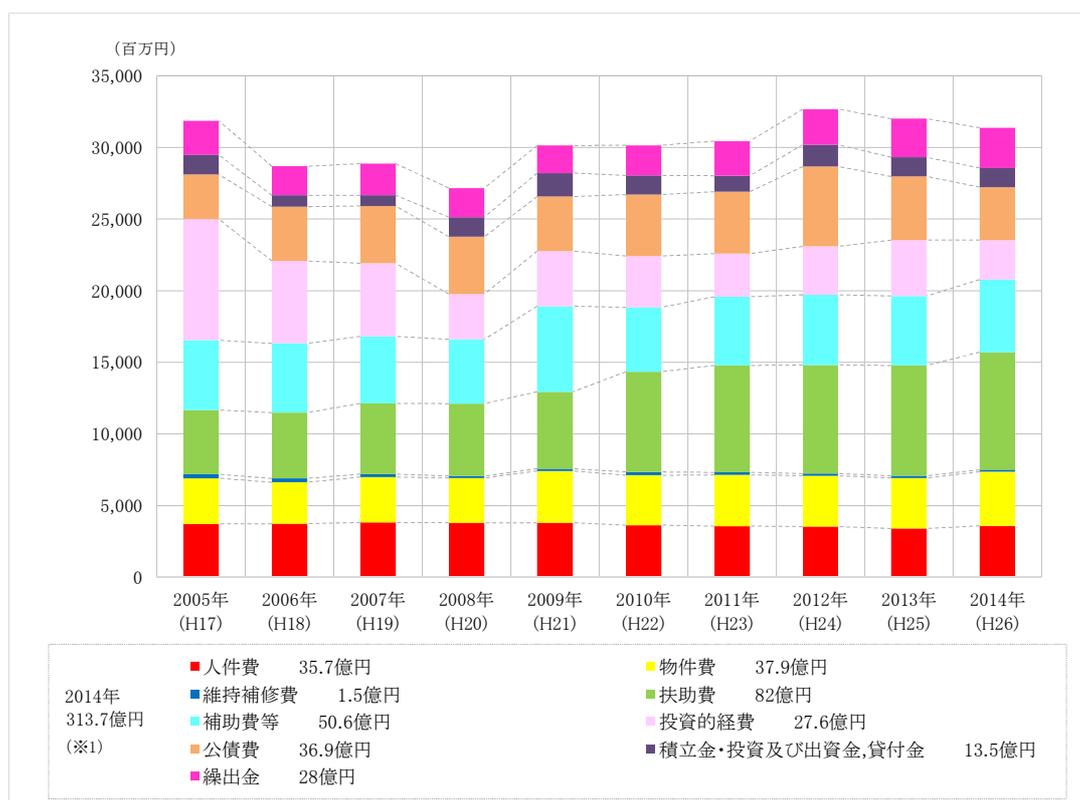
(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む

図6 歳入の推移(一般会計)

歳出も歳入と同様に、おおむね 300 億円/年で推移し、平成 26 年(2014 年)度における歳出は 313.7 億円です。また、投資的経費<sup>※</sup>は、過去 10 年で比較すると減少する傾向となっています。一方、扶助費<sup>※</sup>は毎年増加傾向にあり、平成 26 年(2014 年)度は 82.0 億円(歳出全体の 26.1%)と、歳出の中で最も大きな割合を占めています。(図 7)

平成 26 年(2014 年)度における歳出の内訳は、多い順に、扶助費 26.1%、補助費等<sup>※</sup>16.1%、物件費<sup>※</sup>12.1%、公債費<sup>※</sup>11.8%、人件費<sup>※</sup>11.4%、繰出金<sup>※</sup>8.9%、投資的経費 8.8%等となっています。(図 8)

今後、総人口は微増傾向になりますが、生産年齢人口が減少し高齢者人口が増加することで、歳入減少、歳出増加が予測されることから、さらなる歳出の抑制が求められます。



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1 の誤差を含む

図 7 歳出の推移(一般会計)

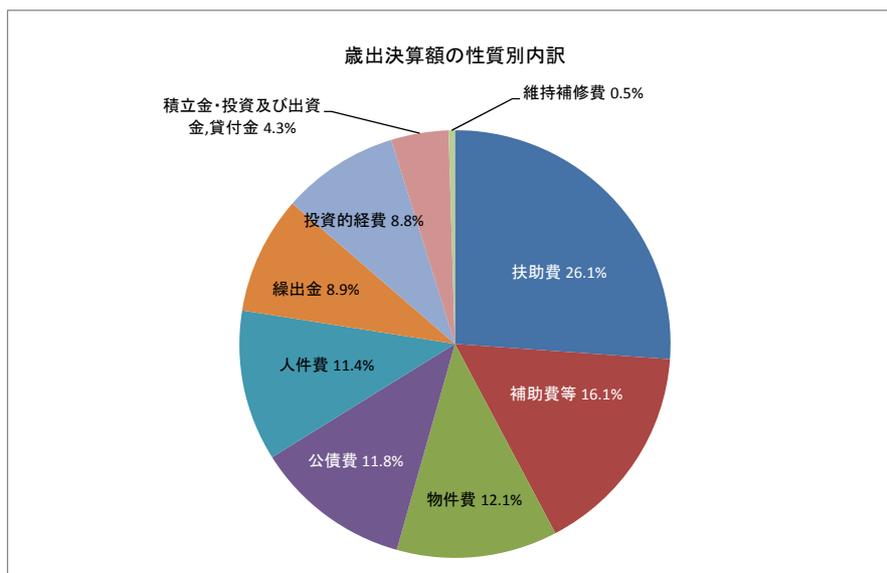


図 8 歳出決算額の性質別内訳(一般会計)平成 26 年度

**人件費**……………市の職員の給与や退職金などの費用。

**物件費**……………人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的経費(支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わる経費)の総称。具体的には、賃金、旅費、交際費、需用費(消耗品費など)、役務費(通信運搬費など)、委託料など。

**維持補修費**…地方公共団体が管理する公共用施設等の維持に要する経費。

**扶助費**……………社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費。

**補助費等**……………一部事務組合への負担金や各種団体に対する補助金など、行政上の目的で交付する費用。大野城太宰府環境施設組合(可燃ごみ処理)、春日大野城衛生施設組合(不燃ごみ処理、し尿処理)、筑慈苑施設組合(火葬場)、福岡都市圏南部環境事業組合(可燃ごみ処理)、春日・大野城・那珂川消防組合への負担金など。

**投資的経費**… その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費。投資的経費に分類される経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費。

**公債費**……………地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。

**積立金**……………特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金(歳計剰余金処分による積立金を含む。)

**投資及び出資金**…… 国債、地方債の取得や財団法人等への投資、出資等のための経費。

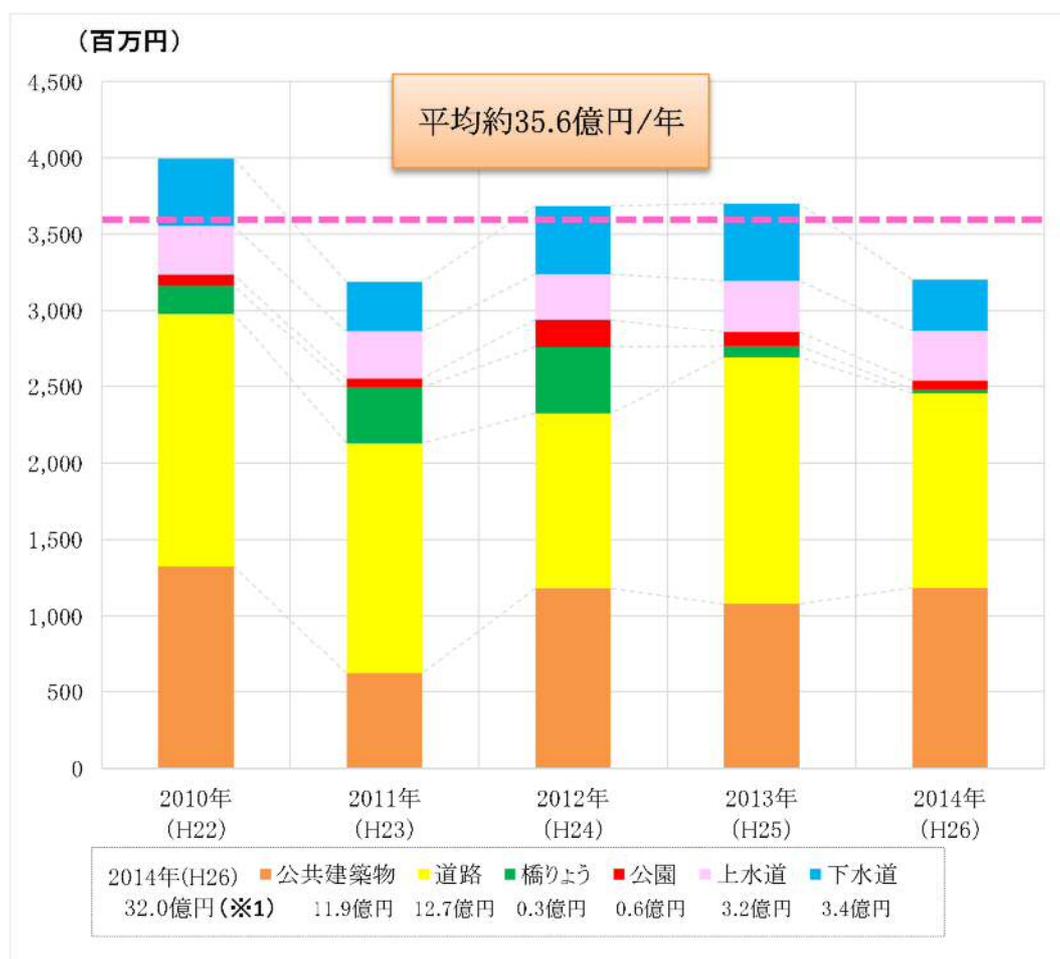
**貸付金**……………地方公共団体がさまざまな行政施策上の目的のために地域の住民、企業に貸し付ける費用。

**繰出金**……………一般会計から他会計に支出される費用。

## (2) 投資的経費の推移

平成 26 年(2014 年)度における一般会計に企業会計を加えた投資的経費は約 32 億円であり、内訳は公共建築物 11.9 億円、道路及び橋りょう約 13 億円、上下水道で 6.6 億円、そのほかは約 0.6 億円となっています。

なお、将来の公共施設等の更新費用に充当可能な投資的経費の目安となる、本市所有の公共施設等の直近過去 5 年の投資的経費の平均値は、平成 22～26 年度において約 35.6 億円/年となっています。(図 9)



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1 の誤差を含む

図 9 投資的経費の推移

## 第3章 公共施設等の総量把握

### 1. 公共建築物の現況

#### (1) 保有・整備状況

本市が保有する公共建築物は 111 施設、延床面積約 194,000 m<sup>2</sup>で、公共建築物の約半数が学校施設です。また、本市はコミュニティ都市を推進していることから、まどかぴあや公民館等の市民文化系施設が充実しており、これらの施設が延床面積全体の約 26%を占めています。(図 10)

市民文化系施設の人口 1 人当たりの延床面積は、他自治体平均の 0.25 m<sup>2</sup>/人に対して本市は 0.51 m<sup>2</sup>/人と多いことが特徴です。

また、人口増加に伴い、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代にかけて公共建築物を集中的に整備したため、建築後 30 年を経過した公共建築物が多い傾向にあります。(図 11)

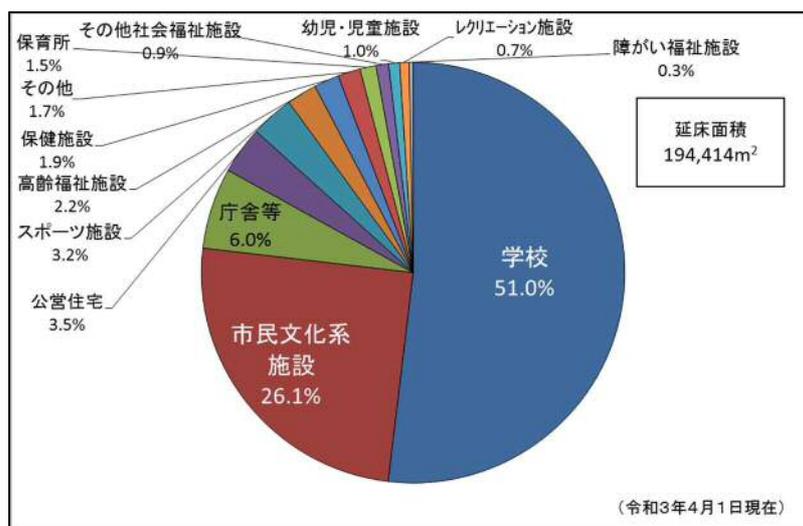
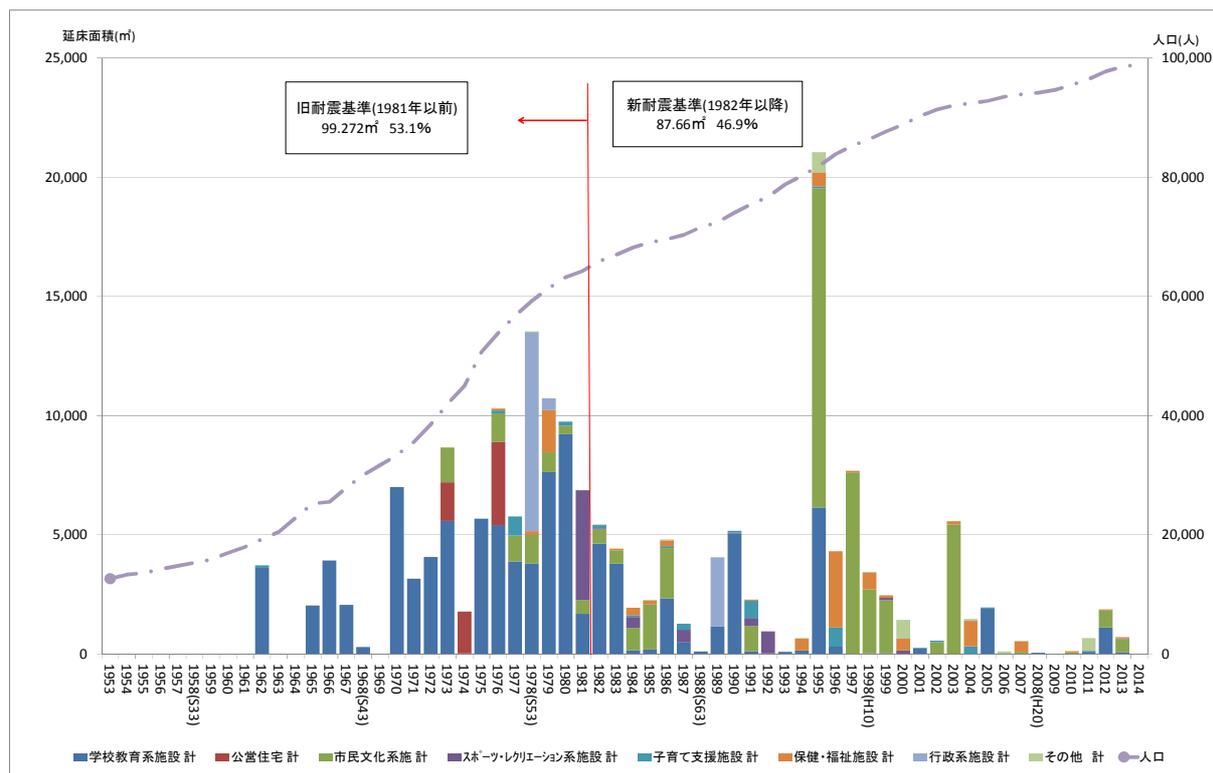


図 10 公共建築物の延床面積の内訳



(平成27年4月1日現在)

図 11 公共建築物の年度別整備面積

(2) 他自治体との比較

本市の人口1人当たりの公共建築物の延床面積は、全国平均 3.4 m<sup>2</sup>/人と比べて 1.9 m<sup>2</sup>/人であり、また、周辺自治体と比較しても少なく、都市機能が集約された比較的コンパクトな都市となっています。(図 12)

また、本市の保有する公共建築物の延床面積は、人口が同程度の他自治体と比べても少なくなっています。(図 13)

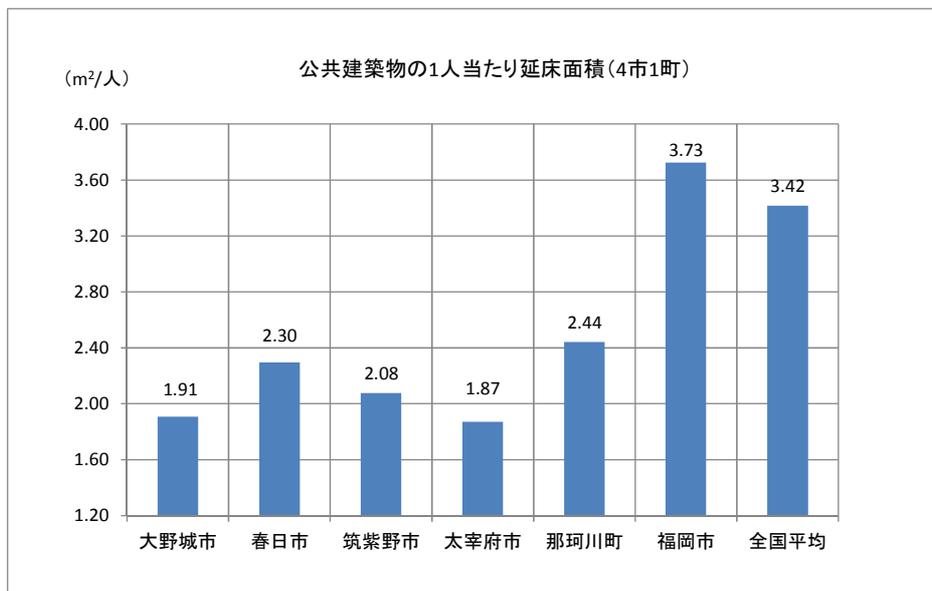


図 12 周辺自治体の 1 人当たり公共建築物延床面積の比較

資料)「全国自治体公共施設延床面積データ」  
東洋大学 PPP 研究センター 2012 年 1 月 11 日

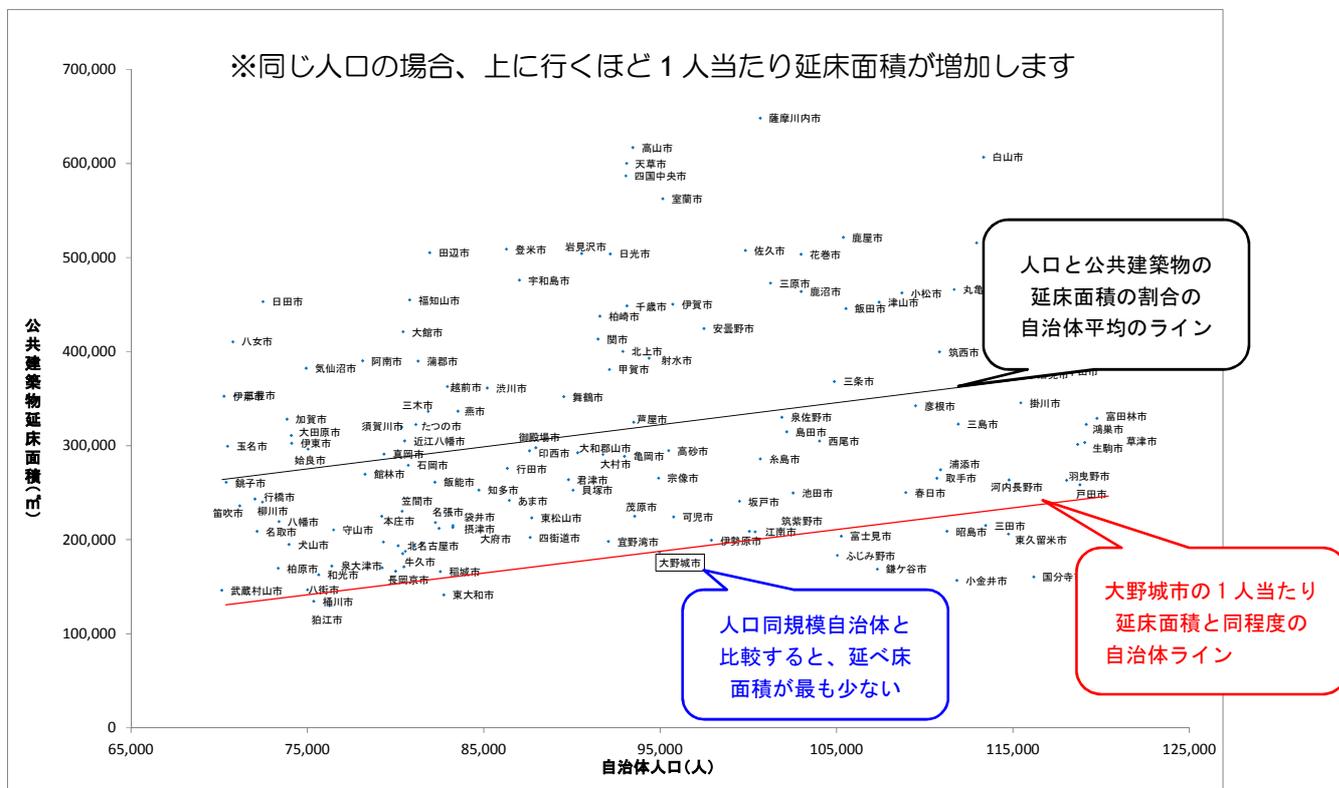


図 13 自治体人口と公共建築物延床面積の比較

資料)「全国自治体公共施設延床面積データ」  
東洋大学 PPP 研究センター 2012 年 1 月 11 日

## (3) 有形固定資産減価償却率の推移

令和元年度の有形固定資産減価償却率は、大野城心のふるさと館（平成30年度開館）の一部資産の減価償却開始や、経年による固定資産の劣化進行などにより、前年度に引き続き上昇しています。類似団体平均と比較すると低い水準を維持しているものの、公共施設等総合管理計画に基づいた施設更新や長寿命化等により、インフラ施設の適正管理に努める必要があります。（図14）

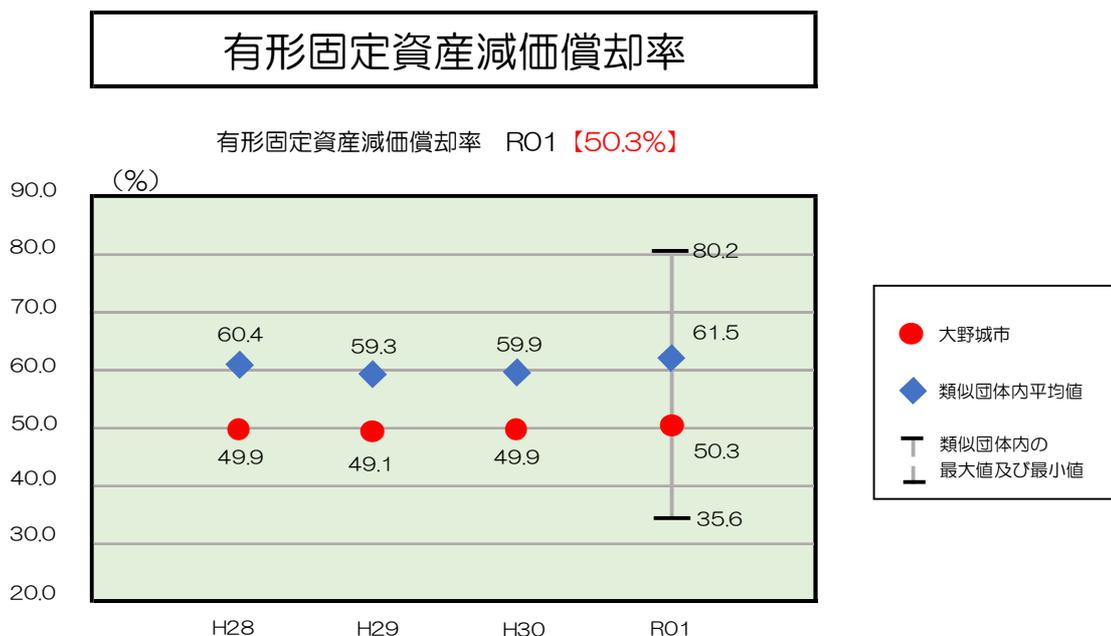


図14 令和元年度有形固定資産減価償却率の推移

資料) 令和2年度財政状況資料集

※類似団体・・・人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類し、同じグループに属する団体のこと。

**有形固定資産減価償却率**……固定資産の耐用年数に対して、償却資産の取得からどの程度の期間が経過しているのかを表す指標です。古い施設から順番に更新した場合、資産老朽化比率は50%に収れんしていく特徴があります。この数値が高いほど、施設等の老朽が進んでいることを示し、近い将来に施設の改修や建替等が必要となる可能性が高くなります。

## 2. インフラ施設の現況

### (1) 道路

本市が保有する道路施設の総延長は約 348km、1 級市道\*は約 25km、2 級市道\*は約 24km で、大部分はその他市道\*で約 298km となっています。

(図 15)

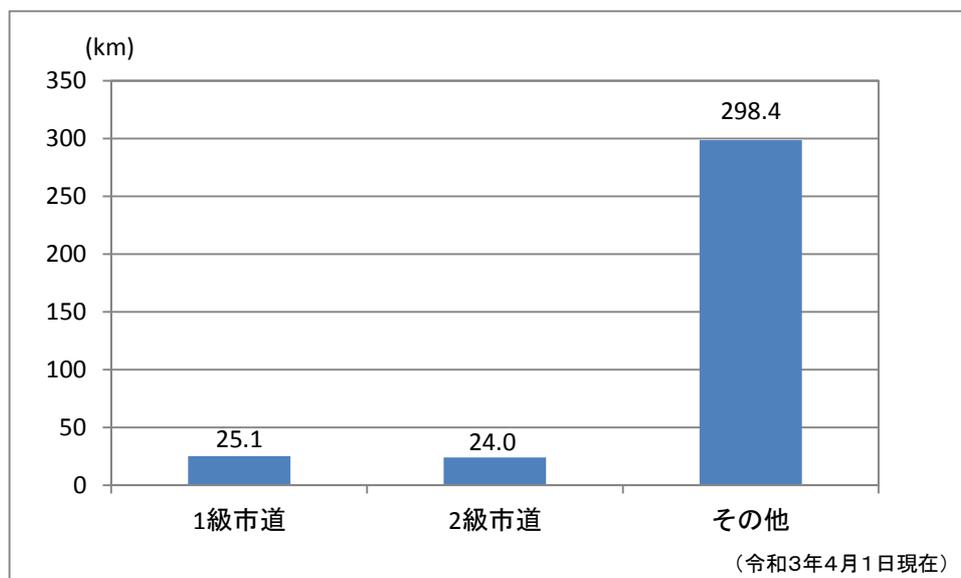


図 15 道路種別延長

**1 級市道**……市内の基幹的道路網を形成するために必要な道路

**2 級市道**…… 1 級市道を補完し、基幹的道路網を形成するために必要な道路

**その他市道**… 1 級市道及び 2 級市道以外の道路

(2) 橋りょう

本市は 127 橋を保有しており、総延長は 1.56km となっています。整備のピークは昭和 54 年（1979 年）となっております。（図 16）

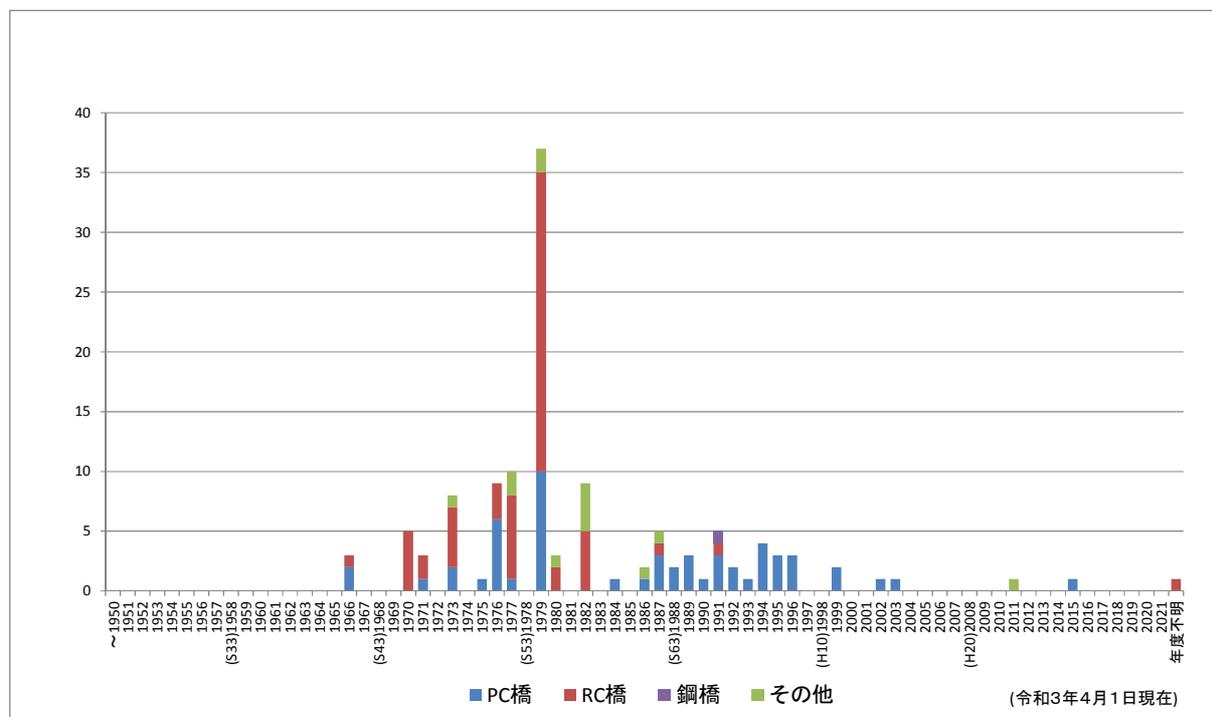


図 16 橋りょうの年度別整備数

PC橋……………あらかじめ応力を加えたコンクリート材（PC：Prestressed Concrete）を使用した橋

RC橋……………桁に鉄筋コンクリート（RC：Reinforced Concrete）を使用した橋

鋼 橋……………桁に鋼材を使った橋

## (3) 公園

本市は 163 箇所、総面積 1,306,087m<sup>2</sup> の公園を保有しており、そのうち  
街区公園<sup>\*</sup>が 120 箇所と最も多くなっています。(図 17)

面積で比較すると、2 箇所の総合公園<sup>\*</sup>が全体の約 60%であり、街区公園は  
約 15%となっています。(図 18)

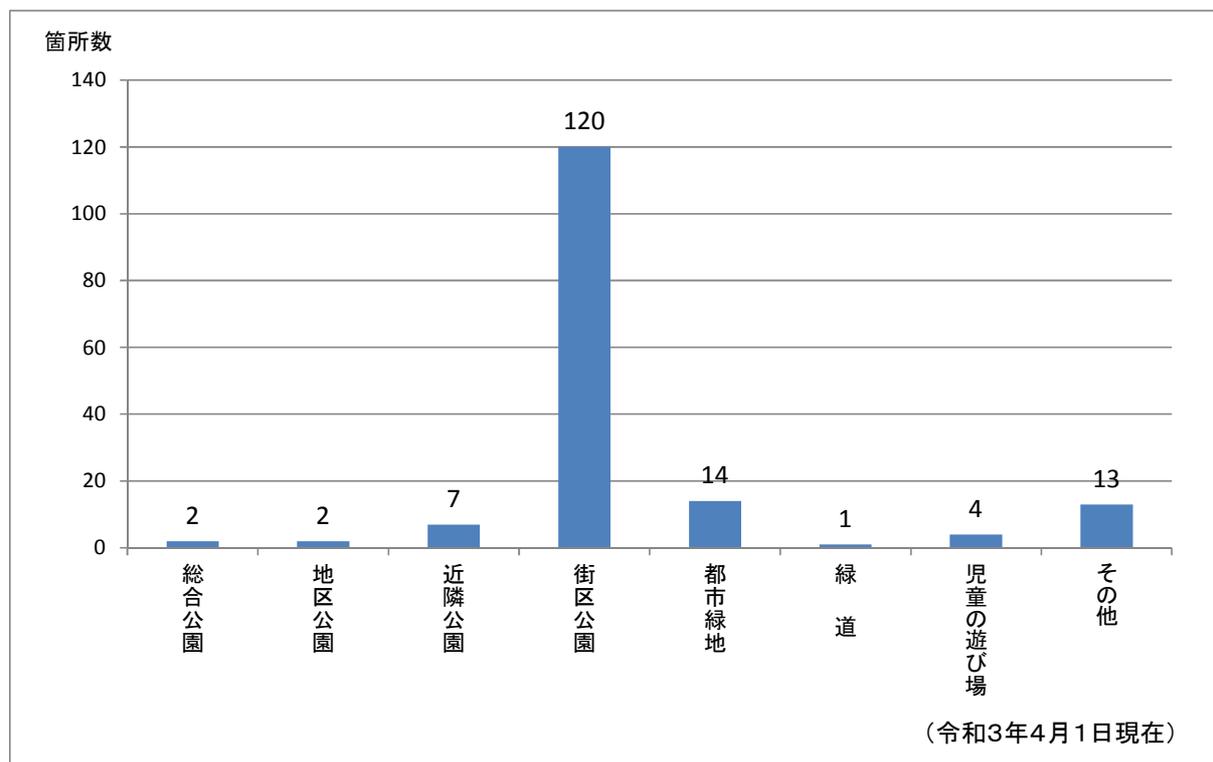


図 17 公園数

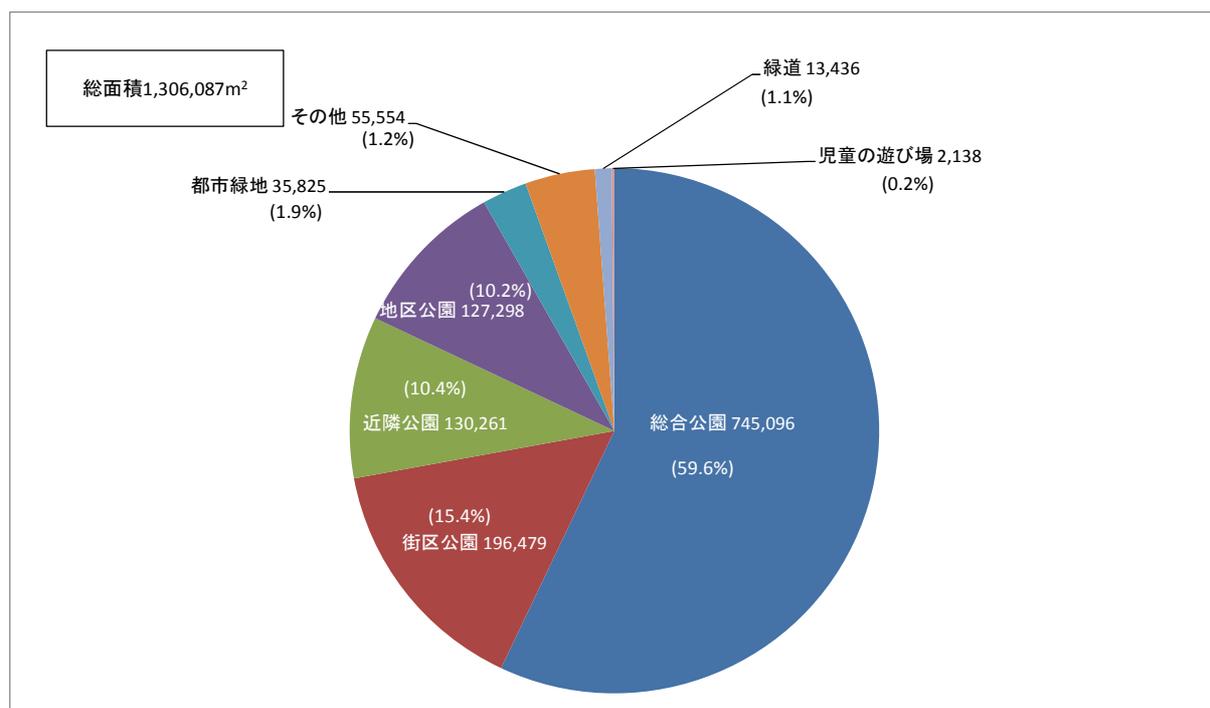


図 18 公園面積

- 総合公園**……………都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
- 地区公園**……………主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で1箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
- 近隣公園**……………主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。
- 街区公園**……………主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
- 都市緑地**……………主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
- 緑道**……………災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(4) 上水道（浄水場）

本市は2箇所の浄水場、10 箇所の配水池に加え、導水管※17km、送水管※17km、配水管※410km を保有しています。配水管は全体の約9割を占め、そのうち管径 300mm 以下の管が約9割を占めています。

更新のピークは法定耐用年数の 40 年とした場合、令和 17 年（2035 年）となる見込みです。（図 19）

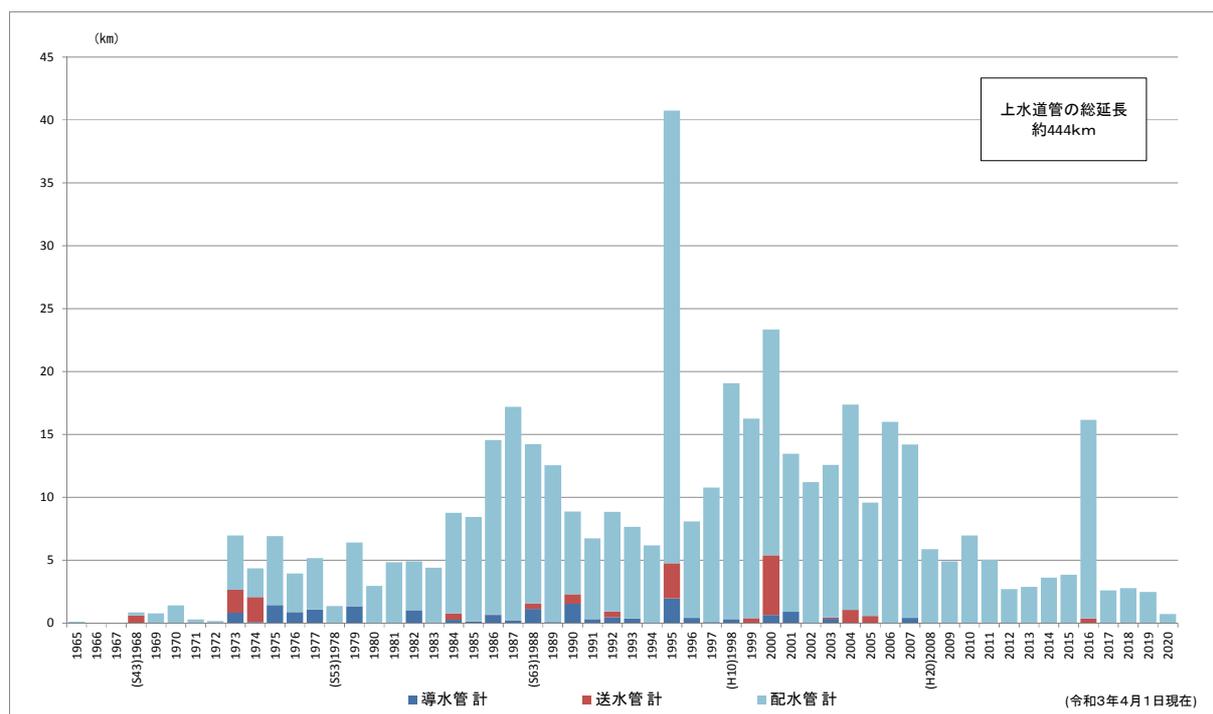


図 19 上水道(水道管)の年度別整備延長

導水管……………川や湖沼等で取入れた水を浄水場へ送る管

送水管……………浄水場で作られた水を配水池まで送る管

配水管……………各市民宅まで水道水を送り届ける管

(5) 下水道

本市は 342km の下水管（污水管）を保有しており、管径 250mm 以下が全体の約9割を占めています。

整備のピークは昭和 63 年（1988 年）であり、更新のピークは法定耐用年数の 50 年とした場合、令和 20 年（2038 年）となる見込みです。（図 20）

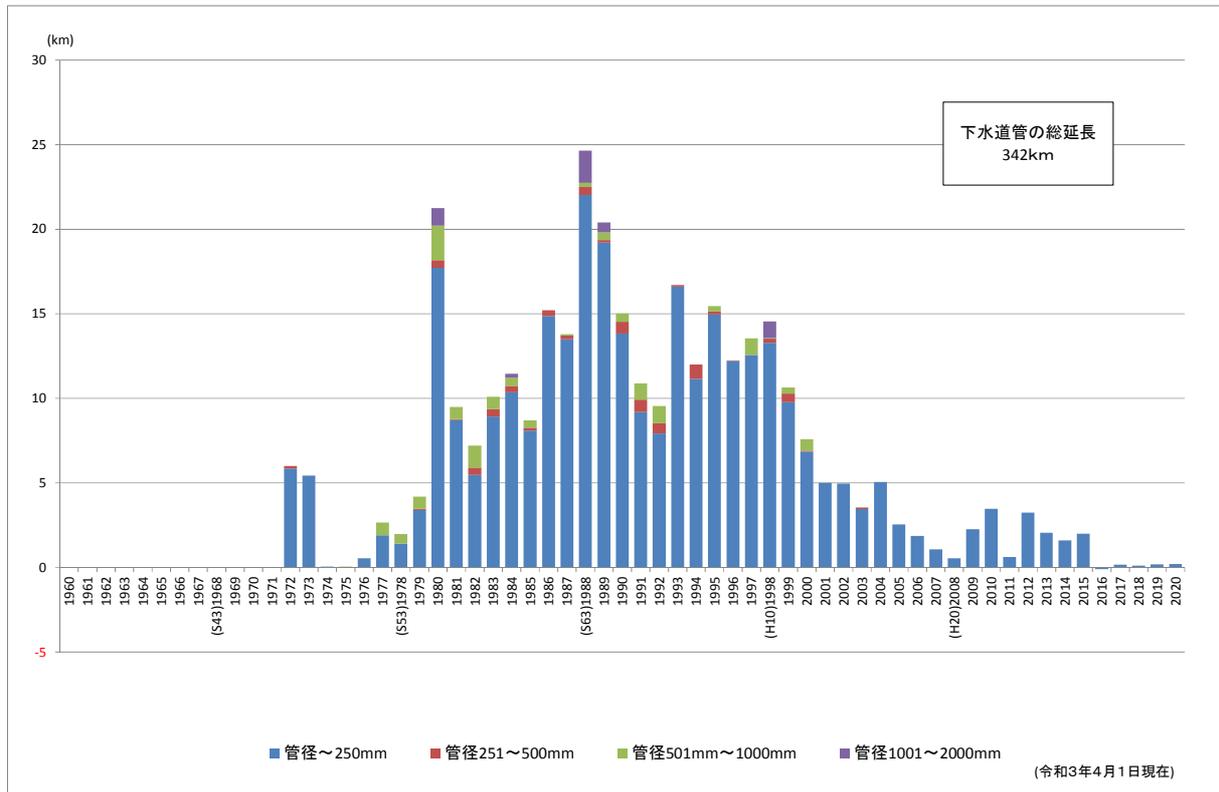


図 20 下水道の年度別整備延長

### 3. 公共施設等の将来更新費の見通し

公共施設等の維持管理や修繕・更新等の過年度の傾向を踏まえ、将来の中長期的な支出見込みを総務省試算ソフトにより試算した結果、本市の将来の投資的経費の見込みは約 49.5 億円/年であり、直近5年の投資的経費の平均値 35.6 億円/年よりも約 14 億円/年増加する見込みとなっています。(図 21)

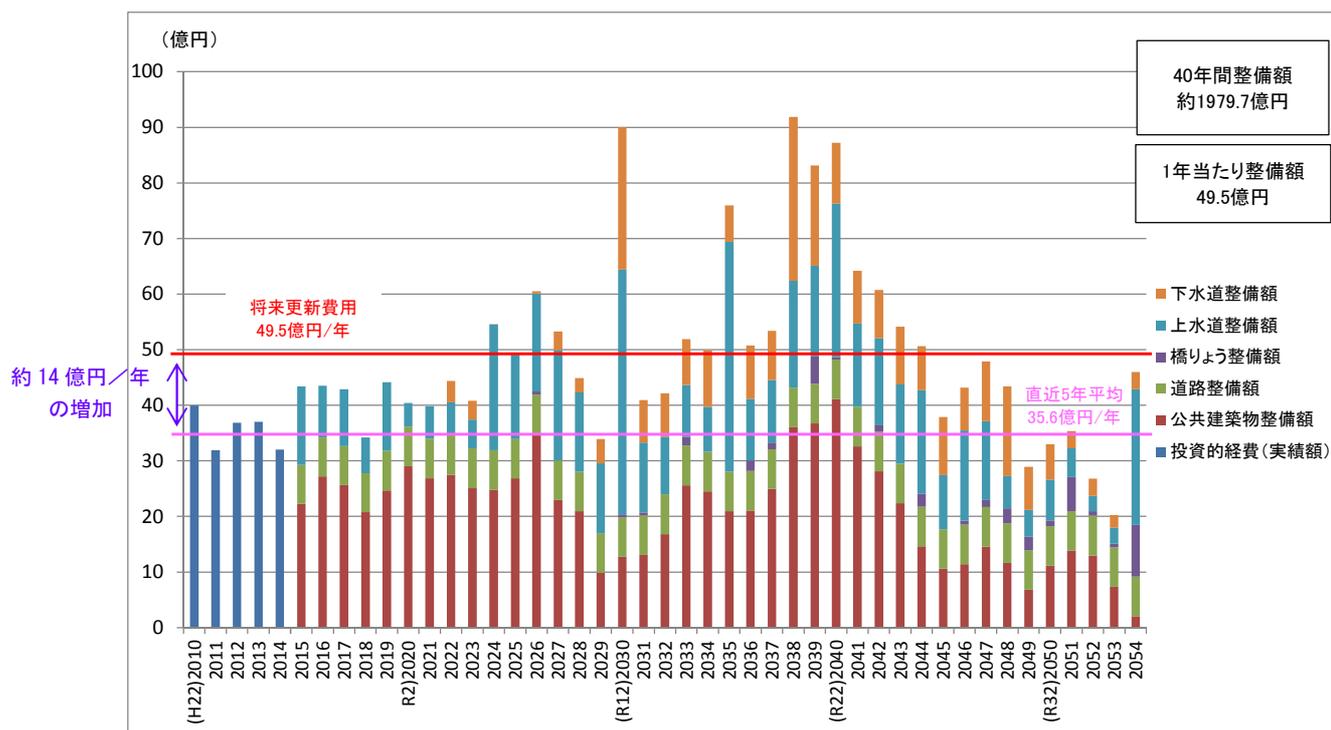


図 21 公共施設等の将来更新費用(総務省試算ソフトによる)

※試算条件

- 下水道……………更新年数 50 年
- 上水道……………更新年数 40 年
- 橋りょう………更新年数 60 年
- 道路……………更新年数 15 年
- 公共建築物…更新年数 60 年

## 第4章 公共施設等の課題と管理に関する方針

本章では、公共建築物やインフラ施設等の公共施設等に関する総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を策定しました。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、全庁的な取り組みに加え、将来人口と財源の見通しや、市民の意見を把握し、公共施設のマネジメントを推進していきます。なお、基本方針等の考え方は、下記（図 22）のとおりです。

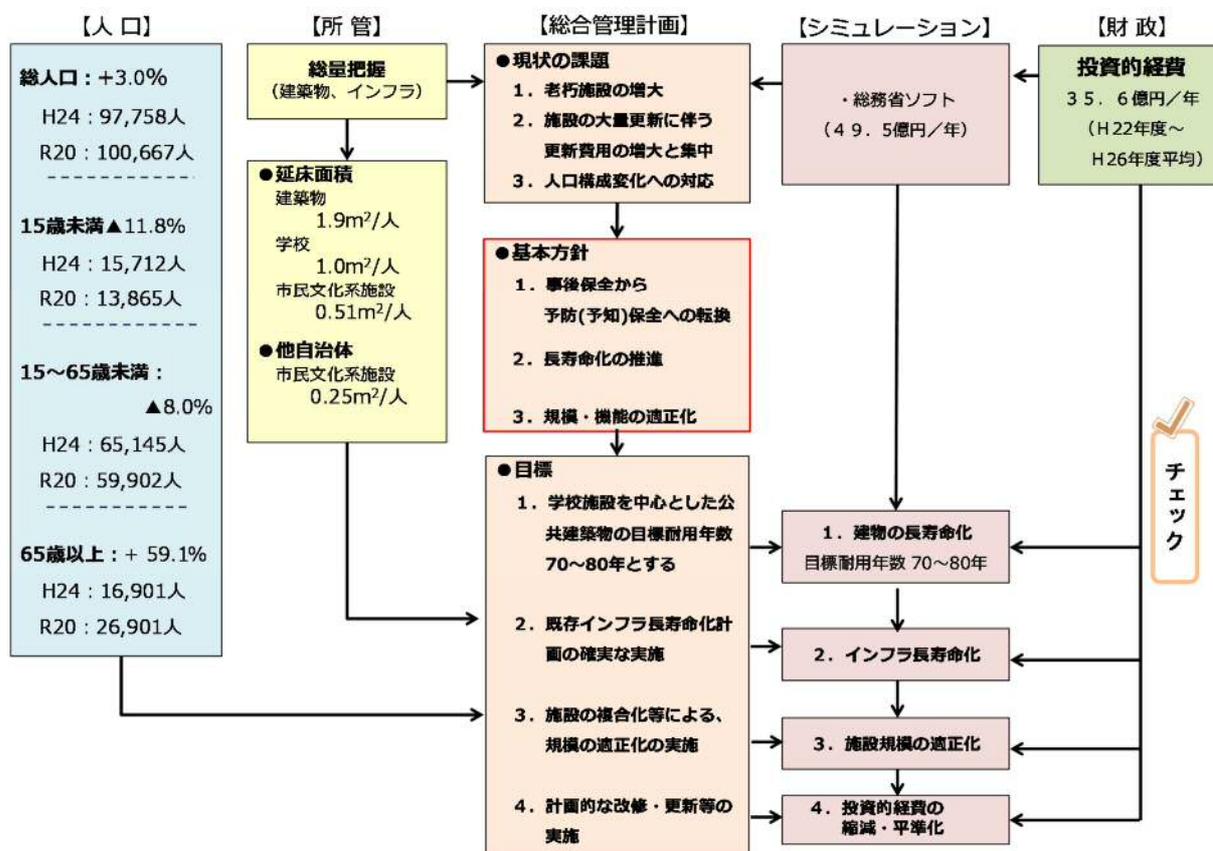


図 22 基本方針の概念図

## 1. 課題

本市における公共施設等に関する課題は特に以下の3点です。

### (1) 老朽施設の増大

本市は昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代にかけて公共施設等を集中的に整備しており、耐用年数を 60 年とした場合、今後 30 年間で多くの施設が更新時期を迎えることとなります。公共建築物については、昭和 56 年（1981 年）の新耐震基準以前の建物は約半数を占めており、老朽化していく施設への対応が必要です。

### (2) 施設の大量更新に伴う更新費用の増大と集中

本市の保有施設は今後、老朽が進み、更新費用の増大が見込まれます。これは昭和 50 年代に建設された施設の更新が令和 20 年（2038 年）頃に集中するため、現在の投資的経費の水準を超える見込みです。そのため施設の大量更新時期を平準化し、改修及び更新費用を減少させる取り組みが必要です。

### (3) 人口構成変化への対応

本市の人口は将来に向けて増加傾向にあるものの、生産人口（15～64 歳）は減少し、高齢人口（65 歳以上）は増加する見込みであることから、税収の減少、扶助費の増大が予想されます。

今後は、人口構成変化にともなう施設のニーズを踏まえた、用途の見直しや適正規模を確保した整備が必要です。

## 2. 基本方針

公共施設等の総量と人口・財源の将来見込みや本市が有する課題を踏まえ、行政サービスを将来に渡って継続的に提供していくには、公共施設等を健全な状態で保持し、将来世代にしっかりと引継いでいくことが重要です。そのため、各施設において、建設から更新までのライフサイクルコスト<sup>\*</sup>を視野に入れ、点検・診断等の結果に基づき長寿命化計画等を策定したうえで、維持管理・更新を計画的に実施します。

ただし、本市は令和10年(2028年)頃までは人口増加傾向にあり、また、人口1人当たりの公共建築物の延床面積が他自治体と比較して小さいため、時代のニーズへの対応や施設の適正配置を考慮し、新たな施設が必要な場合は、施設の保有総量を勘案し、整備を検討します。

また、これまでは各分野の施設所管課が主体となって維持管理をしてきましたが、情報共有が不十分な点もあったことから、データベースの構築、一元管理を行うことで施設更新時期等を横断的に把握します。

さらに、将来世代の負担が増えないよう、投資的経費等の支出を抑制するために、公共建築物やインフラ施設の長寿命化等の実施により耐用年数を伸ばし、ニーズの変化に対応した施設の集約・複合化によってコスト縮減を図ります。

なお、これらの取り組みを効果的に推進していくため官民協働の手法も検討していきます。また、コスト縮減に加え、将来更新費を目的とした基金等の積み立てや補助金等の財源を確保し、健全な施設の維持管理、更新を行います。

### (1) 事後保全から予防(予知)保全への転換

施設の性能を確保し、設備等の不具合、故障を最小化するため、定期的な点検・診断を行い、計画的な予防・予知保全を実施します。

### (2) 長寿命化の推進

予防保全型の維持管理により、計画的な修繕や改修を行い、施設の耐震性を含め健全な状態を維持することで、長寿命化を目指します。

### (3) 規模・機能の適正化

施設更新時期等を横断的に把握し、建物の集約・複合化やサービスの多機能化

を検討します。さらに、官民協働による効率的な運営を進めることを検討します。

また、将来の人口構成や人口分布に合わせて、まちづくりやコミュニティの活性化に資する効果が高いと見込まれる施設の有効活用を行うことで、必要なサービスを提供します。

#### (4) その他

##### ①周辺自治体との広域連携

公共建築物を主として、周辺自治体と施設を共同で利用し合うことで、相互に財政負担の圧縮と市民サービスの補完を図ることが可能です。

ただし、本市及び周辺自治体において人口は増加中であり、周辺自治体との広域連携の検討は優先順位が高いとは言えませんが、施設共有等に関する情報共有等を行っていく必要はあります。

##### ②官民協働の推進

今後、公共施設等を持続的に運営するためには、行政の直営だけではなく、一部又は全ての施設運営を民間に委託するなど、より効率的、効果的な管理手法の可能性を検討する必要があります。

そのために官民協働の手法を積極的に取入れる仕組みを検討していきます。具体的には、指定管理者制度のさらなる活用、包括的民間委託、PPP\*やPFI\*\*等の導入について検討し、民間のノウハウと資金力を活用し、市民サービス水準向上や財政負担軽減を目指します。

#### ライフサイクルコスト (Life Cycle Cost) …

企画・設計から建設・維持・管理・解体に至る過程で必要な経費の合計額。

#### PPP (Public Private Partnership) …

行政と民間が連携し、双方の強みを生かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

#### PFI (Private Finance Initiative) …

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、市民等への低廉かつ良好なサービスの提供を図るもの。

### 3. 目標

- 学校施設を中心とした公共建築物の目標耐用年数を70年～80年とします。
- インフラ施設の長寿命化を効率的に推進します。
- 施設の複合化等による、規模の適正化を実施します。
- 施設の点検・維持管理情報を一元管理し、計画的な改修、更新等を行います。

#### (1) 公共建築物の長寿命化

公共建築物の長寿命化によりコスト縮減を目指します。特に、学校施設等の主要構造物が鉄筋コンクリート造の場合、社団法人日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」を基に、70年～80年を目標耐用年数としてコスト縮減、投資的経費の平準化を図ります。ただし、躯体の劣化調査などにより建築物の状態を考慮し、長寿命化が適さない場合は、更新を検討します。

※全国の学校施設の更新までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、おおむね42年となっています。

#### (2) インフラ施設の長寿命化

既に長寿命化計画を策定しているインフラ施設は計画の実施、推進、見直しを進め、施設種別ごとの特性や施設の重要性や緊急性を考慮し、耐震性の確保を含む安全性、経済性、財源などの観点から計画的な維持管理を行います。

## (3) 集約・複合化による規模の適正化

現在、建物の維持にかかる積立基金が減少傾向であること、令和10年(2028年)から令和15年(2033年)頃より本市の人口が減少に転じる見込みであることなどを踏まえて、公共施設に投入する財源の抑制・削減が求められます。そのため、公共施設を対象に、近隣施設・類似施設の有無や人口動向、利用状況、本市財政状況等を勘案したうえで、規模の適正化、施設の多機能化を検討する必要があります。具体的な方法としては、施設の集約化や複合化、転用事業等が考えられます。(図23)

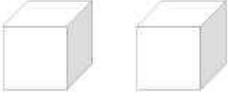
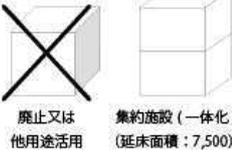
	事業の実施前	事業の実施後	説明
集約化事業	 学校A (延床面積：5,000)    学校B (延床面積：5,000)	 廃止又は 他用途活用    集約施設(一体化) (延床面積：7,500)	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備するイメージ
複合化事業	 公民館 (延床面積：500)    高齢者福祉施設 (延床面積：200)	 廃止又は 他用途活用    複合施設 (延床面積：560)	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を整備するイメージ
	 学 校 (延床面積：5,000)    幼児・児童施設 (延床面積：1,000)	 廃止又は 他用途活用    複合施設 (延床面積：5,500)	
転用事業	 幼児・児童施設	 保健・福祉施設	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用するイメージ

図23 公共施設の集約化・複合化等のイメージ

規模適正化の検討については、全庁的な取り組みが長期に渡り必要となり、以下の進め方を参考に再編計画等を検討し取り組むことが望ましいと考えます。

## 規模適正化の進め方

ステップ① 公共施設の現況 及び課題整理	○公共施設状況調査の実施 ・公共施設総量 ・老朽化状況 ・利用状況(ニーズ)調査 ・維持管理費用とエネルギーコストの推移及び見通し 等
ステップ② 規模適正化の 取り組みの必要性	○上位計画での位置付け ・人口及び財政フレームの見通しとリスクの確認 ・公共施設規模適正化における目標の設定 等
ステップ③ 公共施設再編 方針・手法検討	○公共施設再編方針の作成 ・再編圏域と機能(サービス)配置 ・再編モデルの作成 ・民間活力等の調査 ・維持管理コスト削減の調査 ・アンケート、ワークショップ、説明会の実施 等
ステップ④ 再編計画の作成	○公共施設等再編計画の作成 ・再編候補施設や再編圏域の選定 ・施設規模の決定 等

## (4) 計画的な改修・更新等の実施

各所管課が保有する施設の修繕や改修履歴及び劣化診断情報を一元管理し、継続的な点検活動や維持管理データの蓄積、情報の共有を図ります。

一元化されたデータを基に改修、更新等計画の優先順位を定め、投資的経費の縮減・平準化を図ります。

## 【参考】長寿命化等実施による将来更新費用縮減の検討

公共建築物の約 50%を占める学校等の目標耐用年数を 60 年（図 24）から 80 年（図 25）に長寿命化することで、将来の投資的経費を約 20.2 億円/年から約 14.3 億円/年に 5.9 億円/年抑制できる見込みです。

また、現在策定しているインフラ施設の長寿命化等を確実に実施することにより、将来の投資的経費は、38.4 億円/年となる見込みであり、直近過去 5 年の投資的経費の平均値 35.6 億円/年と比較して、2.8 億円/年増加します。

したがって、財政状況を考慮すると計画的な予防（予知）保全、施設の集約、複合化を行うことで投資的経費を抑制する必要があります。

表 4 将来更新等費用のシミュレーション結果（単位：億円）

試算ケース	集計単位	施設類型						合計		
		公共建築物	道路	橋梁	上水道	下水道	公園	計	ハコモノ	インフラ
総務省試算ソフトで算出した更新費用	40年計	843	284.7	40.1	543.7	268.3	-	1979.8	843	1,136.8
	年	21.1	7.1	1.0	13.6	6.7	-	49.5	21.1	28.4
既存長寿命化計画で算出した更新費用	40年計	-	-	12.0	-	268.0	-	-	-	-
	年	-	-	0.3	-	6.7	0.22	-	-	-
本市大規模改修費用実績等を反映したもの※1	40年計	806	134.3	-	-	-	-	-	-	-
	年	20.2	3.4	-	-	-	-	-	-	-
公共施設等マネジメント計画（耐用年数70～80年）※2	40年計	570.5	-	-	-	-	-	-	-	-
	年	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-
更新費用見込み（本シミュレーションで採用する費用）	年	14.3	3.4	0.3	13.6	6.7	0.22	38.4	14.3	24.2
過去5年の投資的経費平均（H22～H26平均）	年	10.8	14.4	2.2	3.2	4.1	0.93	35.6	10.8	23.8

※1 総務省試算ソフトで算出した更新費用額に本市の大規模改修費用実績等を調整し反映した費用

※2 マネジメント計画で算出した費用

（耐用年数 RC 造・鉄骨造を 80 年、その他の構造を 70 年として算出）

【参考】長寿命化比較(耐用年数 60 年→80 年)

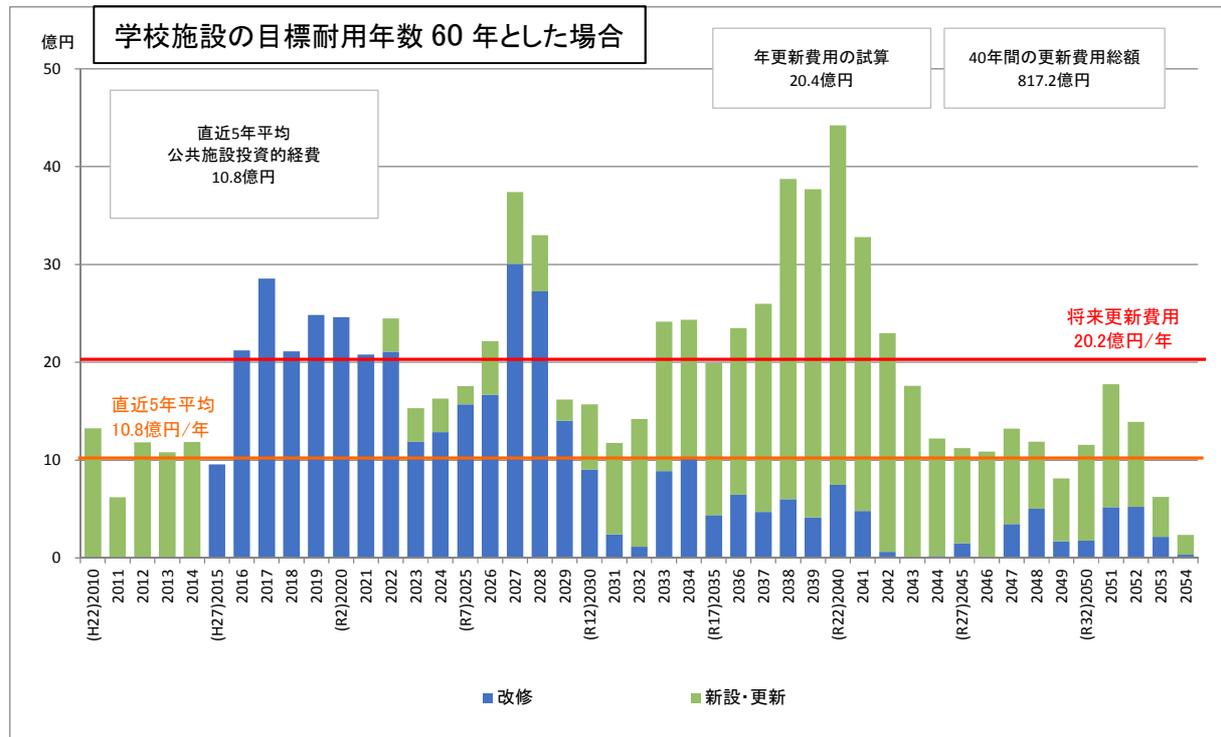


図 24 公共建築物の将来更新費用(学校施設の耐用年数 60 年)

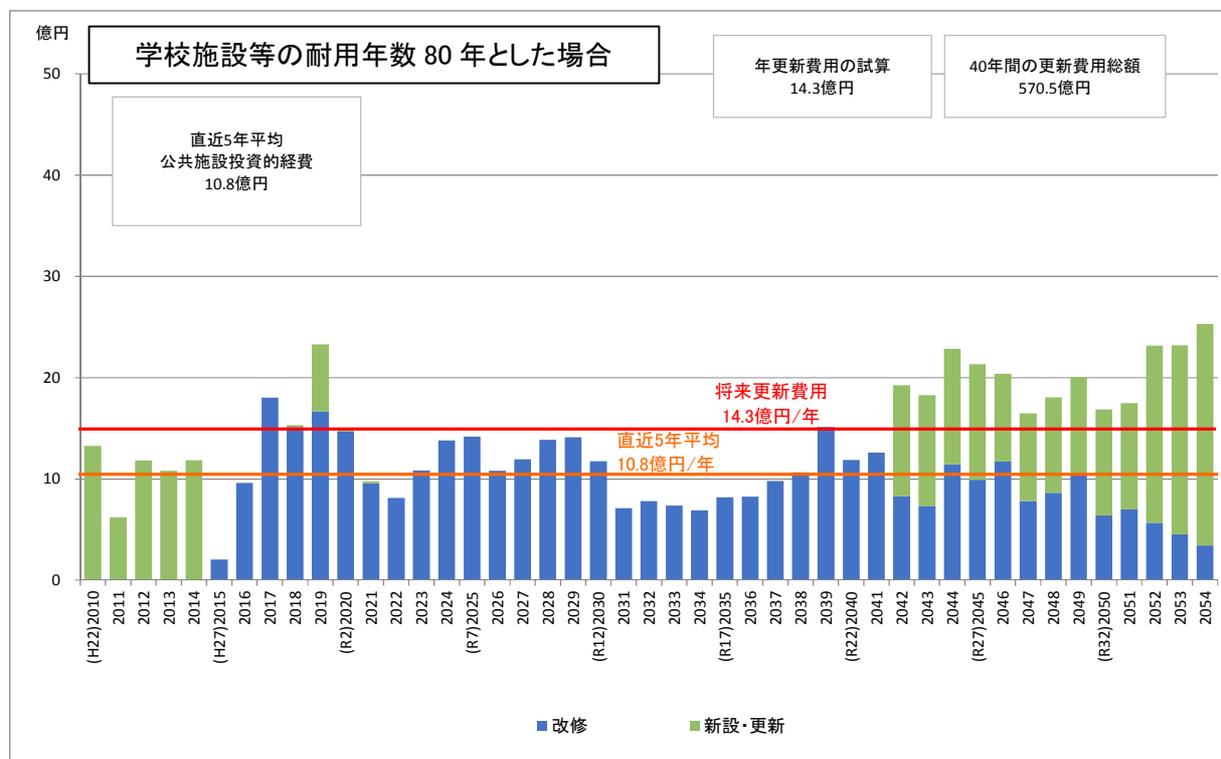


図 25 公共建築物の将来更新費用(学校施設等の耐用年数 80 年)

## 4. 公共建築物の管理に関する方針

## 4. 1 共通方針

## 1) 点検・診断等の実施方針

**日常的な点検活動の実施**

法律で定められた定期点検を継続実施するとともに、職員や指定管理者等による清掃活動や点検活動を日常的に行い、また、必要に応じ専門的な点検及び診断を実施することで、異常箇所の早期発見に努めます。

**点検結果等のデータ蓄積**

施設本体や設備等の定期点検結果等はデータとして蓄積し、データベースを構築し、各施設の横断的な劣化状況の把握に活用します。

## 2) 維持管理・修繕・改修・更新等の実施方針

**計画的な施設保全の実施**

施設状況の把握により、老朽化対策を効率的・効果的に進めるため、予防保全の一環として、構造部材・非構造部材・設備等の改修・更新を行います。

時代のニーズを捉えた整備などを進めるとともに、コスト縮減・平準化に配慮した計画的な改修等の実施に努めます。

**事後保全と予防（予知）保全の併用**

施設状況の把握により、事後保全及び予防（予知）保全等を併用し、コスト縮減・平準化を考慮し、安全・安定した状態を保つよう努めます。

コスト縮減の視点から、故障後に修繕した方がコストが安価な場合かつ故障時のリスクが低い場合には事後保全を適用し、経年による性能低下などの劣化による問題が大きい場合には、耐用年数等を考慮した予防（予知）保全を採用します。

さらにさまざまな点検やデータ管理等によって状態を監視し、故障や不具合の兆候を発見した際には、トラブルとなる前に整備や部品交換を行う予知保全の併用に努めます。

## 3) 安全確保の実施方針

**安全安心な施設管理の実施**

充実した市民活動を展開できるよう、機能的な整備環境を整えるとともに、快適で十分な安全性、防災性や衛生的な環境を備えた安全安心な施設管理に努めます。

安心して利用できる安全な施設の確保のため、点検等による危険を及ぼす範囲の早期発見や法定による各種点検においての不具合については、修繕等による早急な保全や撤去等により、安全安心な施設管理に努めます。

## 4) 耐震化の実施方針

**重要度・優先度に応じた耐震改修整備**

災害時には地域住民の避難所になることも想定し、今後の少子高齢化や人口分布、利用状況等を踏まえながら、施設の集約・複合化や用途変更等も選択肢に加え、法改正等により必要な耐震対策及び非構造部材等の補強に努めます。

## 5) 長寿命化の実施方針

**中長期保全計画（修繕・改築等）の検討**

組織横断的に、継続的な点検活動や維持管理データの蓄積、情報の共有を図り、施設等の長寿命化に資する修繕や改修等を検討します。

**予防（予知）保全の推進**

点検結果を踏まえ、施設等の予防（予知）保全を基本に計画的な、修繕、改修を行い、長期使用に努めます。

**環境負荷低減の推進**

本市は『2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ大野城」の実現に向けて、市民や事業者の皆様と一体となって取り組むこと』を宣言しました。ゼロカーボン推進のために、大野城市環境基本計画を基に、省エネルギー性能の高い機器の導入や再生可能エネルギー等の有効活用を検討します。

## 6) 集約化や複合化の実施方針

## 規模の適正化

地域の実情に応じて、集約・複合化による共有スペースの規模の適正化や、用途変更等の有効活用を検討します。

将来的な施設の統合や転用等の見込みを十分検討し、それらに応じて効率的な方法等を検討します。

## 7) 官民協働の実施方針

## 官民協働による効率化

管理運営の効率化やサービスの向上について先進的に取り組んでいる民間企業との協働は施設の管理運営の改善に有効であると考えられます。

行政と民間が協働して、それぞれお互いの強みを生かすことによって最適な公共サービスの提供を実現し、施設利用者満足度の最大化を図るため、官民の担うべき役割を整理し、官民協働による効率化を促進します。

## 8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

## ユニバーサルデザイン化の検討

公共施設の整備及び改修にあたっては、平成 29 年 2 月 2 日に関係閣議決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえて、バリアフリーの実現等に努めるほか、利便性の向上に努め、障がいの有無、性別や年齢等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設を目指します。

## 4. 2 類型ごとの方針

### (1) 市民文化系施設（公民館・集会所等）

本市では、地域ぐるみで新しいまちづくりを推進するための取り組みを行ってきました。昭和46年（1971年）に南地区が総務省（旧自治省）からモデルコミュニティ地区の指定を受け、北・東地区においても県からモデルコミュニティ地区の指定を受けるなど、全国的にも先進コミュニティ都市として発展し、平成16年（2004年）には、市内4地区全てに活動拠点となるコミュニティセンターの整備を完了しました。同じく、公民館・集会所等においても、行政、生涯学習、文化活動、福祉、また、避難所としても多目的に役割を果たしてきたことから、これらの役割を継続していくために、長寿命化を基本とした施設管理に努めます。

### (2) スポーツ・レクリエーション系施設

体育館、グラウンド、テニスコート等については、利用上の機能・安全性確保を優先し予防（予知）保全による長寿命化を基本とした施設管理に努めます。

### (3) 学校教育系施設

学校施設は、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として、また、避難所としても重要な役割を担っています。

今後、少子化が進行する中、学校施設の長寿命化や更新にあたっては、時代に求められる教育内容や、指導方法等の変化に適応させることに留意し、有効活用を図りながら学校施設の適正な規模の維持に努めます。

また、施設の複合化などに配慮し管理していきます。更新についても可能な場合は、小中学校の一体化整備や学校の特別教室を集約した地域開放ゾーンの整備等を検討します。更新までに児童数、生徒数の減少により生じる空き教室等については、地域への一般開放等による幅広い利活用を検討し施設の有効活用を図ります。

#### (4) 子育て支援施設

今後、保育サービスの需要はピークを過ぎていくと見込まれるが、施設機能の変化等のニーズへの対応など、社会状況の変化に応じたサービスを提供できるように管理していきます。また、可能な場合は他施設との併設・複合化を検討し、サービスの多機能化、運営の効率化を図ります。

#### (5) 保健・福祉施設

安全性、バリアフリーに留意し、予防（予知）保全による長寿命化を図ります。老人福祉施設（老人憩の家）の更新については、他施設との併設を原則にサービスの多機能化、運営の効率化を図ります。

#### (6) 行政系施設（市庁舎）

予防（予知）保全による長寿命化に努めます。また、行政ニーズに伴う組織機構の変化に対応するため、庁内配置、機能の見直しを検討し効率的な施設管理に努めます。

また、庁舎は災害時の防災拠点施設となることから、今後も適正な維持管理を行い、災害時にも機能するよう整備します。

#### (7) 公営住宅

現状の管理戸数を維持するため、長寿命化計画等に基づき、効果的な改修等を行い、耐久性の向上に努め長寿命化します。更新が必要となった場合は、団地の統合等を検討し運営の効率化を図ります。

## 5. インフラ施設の管理に関する方針

## 5. 1 共通方針

インフラ施設は、現状を把握し、点検・評価により対処方法を分析することで維持管理、更新の見通しを明らかにし、持続可能な施設保有を目指します。

## 1) 点検・診断等の実施方針

**点検・管理の継続実施**

点検・管理を今後も推進することで、施設の効率的な維持管理に努めます。

**点検結果等のデータ蓄積**

点検結果や修繕履歴等のデータを蓄積・活用することで、計画的な維持管理に努めます。

## 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

**計画的な修繕の実施**

定期的な点検とデータベース化を実施し、施設の重要性等を踏まえ、修繕の優先順位を決定し、長期にわたり安全に使用できるように、事後保全と予防（予知）保全を適切に使い分けながらコスト縮減に努めます。

## 3) 安全確保の実施方針

**計画的な安全施設等の整備・管理**

必要な箇所については優先順位等を踏まえ、施設の計画的な整備・管理を行い、利用者の安全確保やバリアフリーの実現等に努めます。

## 4) 耐震化の実施方針

**耐震性の確保**

各施設は耐震対策を実施することを基本とし、耐震対策実施後も、老朽化等に伴う耐震性の低下や耐震基準の変更等に留意し、耐震性を確保していきます。

## 5) 長寿命化の実施方針

**コストの縮減と費用の平準化**

各施設の計画的な維持管理・更新を推進し、施設ごとの特性や重要性を考慮し安全性、経済性などの観点からコストの縮減と費用の平準化を実現するため、長寿命化を推進します。

## 6) 統合や集約化の実施方針

**統合や集約化の検討**

現状を把握し市民生活に必要な機能は確保しながら、将来人口を見据え施設の統合、集約化を検討します。

## 5. 2 類型ごとの方針

### (1) 道路

○市内にある約 348km の市道を、安全で快適に利用できるように、維持管理を行っていきます。

#### 【取組方針】

- ・道路パトロール及び地域からの情報を基に、道路の安全確保及び管理を今後も実施していきます。
- ・誰もが安全で快適に移動できる空間を確保するため、バリアフリー基本構想に基づいた整備を継続していきます。

### (2) 橋りょう

○本市が管理する橋りょう 127 橋（総延長：約 1.56km）については、長寿命化修繕計画を策定済みであり、今後、老朽が進む橋りょうが増加するため、予防（予知）保全による計画的な維持管理を行っていきます。

#### 【取組方針】

- ・橋りょうの維持管理については、限られた財源の中で効率的に維持していくための取り組みとして、「大野城市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施しており、今後も修繕等については、この計画に基づき取り組みます。
- ・法令等に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、橋りょうごとの健全性の診断を行い、計画的な補修対策を実施します。
- ・定期点検、診断の結果、修繕等については、その内容を記録・保存し、データベースを構築、今後の長寿命化修繕計画の見通し等に役立てます。

### (3) 公園

○本市が管理する公園（163箇所、敷地面積：1,306,087m<sup>2</sup>）については、平成25年（2013年）度に「大野城市公園施設長寿命化計画」を策定済みであり、引き続き安全に公園施設を使い続けられるよう、計画の進捗状況を確認し、フィードバックを行い、見直しを行います。なお、少子高齢化や利用状況を考慮し、公園の利活用や機能集約、統廃合を検討します。

#### 【取組方針】

- ・遊具等の点検については、職員による日常点検に加え、専門技術者による定期点検を実施していきます。
- ・「大野城市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の予防（予知）保全、事後保全に分類したうえで、適切な維持管理を行います。

## (4) 上水道（浄水場）

○より安全で安定した水道事業を目指すために、平成30年(2018年)度に「水道事業第3次中期経営計画」を策定しており、事業の方向性の一つに“強靱な水道を目指し、施設の耐震化や応急給水の強化を図る”を掲げています。

○本市が管理する上水道（管路線延長：約444km）は、配水区域が南北に長く施設数が多いため、複雑な維持管理体制になっています。また、給水開始から50年を経過し、老朽化した施設（浄水場2箇所、配水池10箇所）及び管路の更新も検討していきます。

## 【取組方針】

## ① 管路

- ・老朽が進み、漏水の主な原因となっている塩化ビニル管の更新を進めていきます。
- ・市域を4分割し、1年に1エリア（各エリア4年に一度）の漏水調査を行い、漏水の早期発見に努めていきます。また、調査結果をデータベース化し、計画的な維持管理を進めます。
- ・水道施設及び管路の再編計画より、重要性、耐震性、緊急性、布設からの経過年数等を考慮したうえで優先管路を選定し、順次更新を進めます。

## ② 施設

- ・各施設の耐震化を進めています。なお、平成30年(2018年)度に配水池・浄水場の耐震化は完了しています。
- ・水道施設の再編計画より、老朽化した施設の更新、統廃合を検討します。

## (5) 下水道

- 本市が管理する下水道施設（污水管総延長：約 342km、雨水幹線総延長：約 31.5km）のうち、污水管については平成 28 年（2016 年）度に「大野城市ストックマネジメント計画」策定済みであり、引き続き下水道施設を使い続けられるよう、計画の進捗状況を確認し、フィードバックを行い、改善していきます。
- 雨水管についても污水管と同様に、長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行っていく予定です。

## 【取組方針】

- ・老朽化が進展した箇所から優先的に下水道維持管理指針（日本下水道協会）に基づき必要な各種点検（TVカメラ、潜行目視調査）・診断を行い、健全度判定を実施します。結果の蓄積及びデータベース構築を行い、計画的な施設管理への反映を行っていきます。
- ・ストックマネジメント計画に基づく計画的な施設管理を実施していきます。点検・診断・修繕改築・記録によるメンテナンスサイクルの確実な実施により、点検結果に基づく機動的な対応（緊急対策、詳細調査、改築更新工事）を実施します。
- ・劣化度及び重要度の観点から優先順位を付け、予防（予知）保全を見据えた点検結果に基づき計画的に修繕等を実施し、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を目的とした改築更新（更生工法など）を進めていきます。

## (6) その他施設（林道・堰）

- 林道約 14km について、安全に使い続けられるように、維持管理を行っていきます。
- 自動転倒堰 5箇所について、個別に維持管理計画を策定しており、この計画に基づき維持管理を行っていきます。

## 【取組方針】

- ・パトロール及び定期点検、地域からの情報を基に、安全確保及び管理を今後とも実施していきます。

## 第5章 計画推進に向けた取組

本章では、今後の公共施設等総合管理計画の推進に向けた取り組みを整理しました。

### 1 マネジメント推進に望ましい体制

本市が、これから公共施設等の適切な管理を進め、安全安心で持続的な施設サービスの提供を目指すには、各所管が連携し、全庁的に総合的かつ計画的な管理に取り組む仕組みが必要です。庁内横断的な推進組織を設置するために、企画・財政・施設所管課3部門が連携する組織・体制が望まれます。

また、公共施設等の情報を的確に把握し、改修・更新コストの大幅な増加を抑制するために、全庁的に情報を一元管理する必要があります。公共施設等の統合データベースを構築し、総合的な管理を目指します。各施設における、修繕や改修等に伴う履歴について最新情報に更新することで、修繕・更新等の優先順位の見直しに活用していきます。

### 2 PDCAサイクルによるフォローアップ

公共施設のマネジメントを確実に実践していくため、情報を一元的に管理しながら、毎年度施設の劣化状況や改修状況を把握し、次年度以降の改修計画を調整することで公共施設マネジメントを推進していきます。(図 26)

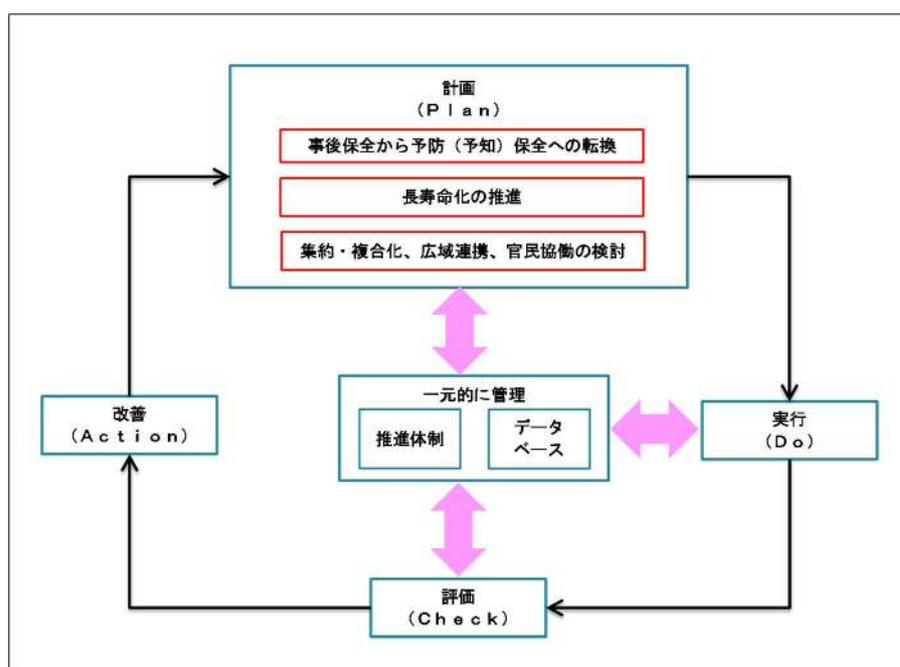


図 26 公共施設等総合管理PDCAサイクル概念図

### 3 市民の合意形成及び庁内の意識向上

公共施設マネジメントの推進にあたっては、住民の理解や協力が不可欠です。本計画策定にあたって、市民との情報共有や意見把握のためにパブリックコメント<sup>\*</sup>を実施し、併せて市議会での報告を実施しました。本計画案に関していただいた意見を十分に考慮し、本計画へ反映しました。なお、本計画は10年ごとに見直しを行い、その際も市民との情報共有や意見の把握を行います。

また、公共施設等総合管理計画に関する情報の共有化や庁内の横断的なマネジメントの必要性について、研修会等を通じて職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めます。

**パブリックコメント**…市の政策に関する基本的な計画、条例などを策定、立案する過程で、その案を公表し、市民等から提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、意見などに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

### 4 マネジメント推進のロードマップ

本計画では、公共施設等の総量把握と、その管理に対する現状の課題認識を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定しました。

今後は、公共施設等を適正に運用するために、継続的にデータベースの構築・蓄積及び分析・評価、施設調査、利用状況の把握を行います。

また、各所管において施設ごとの個別計画を策定・推進していくために、適切な維持管理、長寿命化、人口や利用状況に即した施設の集約・複合化を検討し、予算の平準化も踏まえた中期的な計画として「公共施設等マネジメント計画（平成29年度策定）」（計画期間11年）を策定しました。

この「公共施設等マネジメント計画」の実施、検証、改善を通じて、公共施設等の適切な管理を推進していきます。

なお、本計画は、人口や財源の将来見込みと進捗状況を踏まえ、10年ごとに見直しを実施し、公共施設等マネジメント計画及び個別施設計画へのフィードバックを行い、公共施設マネジメントを推進していきます。（図27）

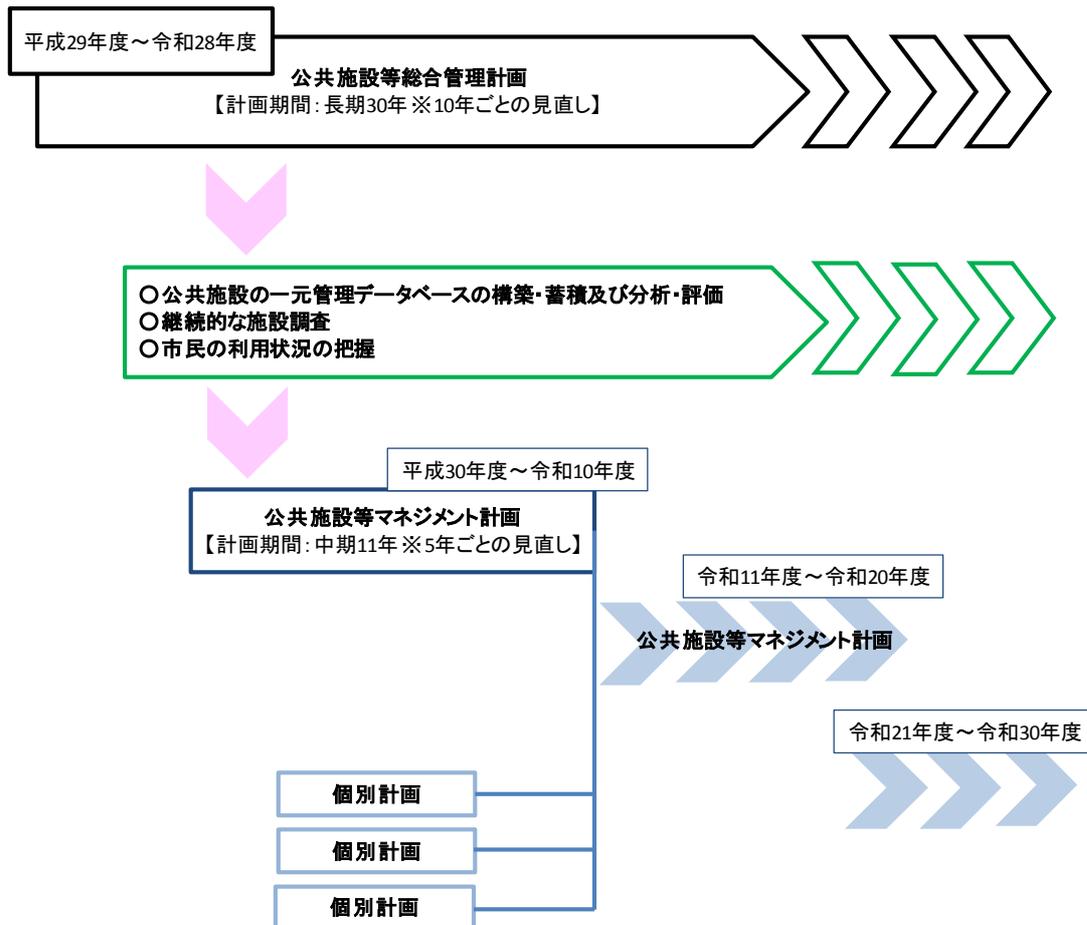
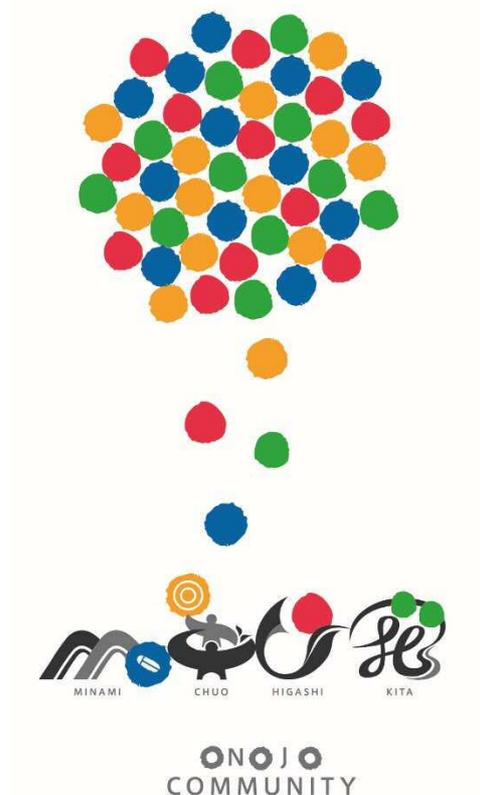


図 27 マネジメント推進のロードマップ概念図

M A D O K A



## 大野城市公共施設等総合管理計画

編集・発行 大野城市総務財政部財産管理課

〒816-8510 福岡県大野城市曙町2-2-1

TEL / 092-580-1825 (直通)

FAX / 092-573-7791